

平成24年 第4回

南関町議会12月定例会会議録

平成24年12月12日開会

平成24年12月14日閉会

1 2 月 1 2 日 (水)

(第 1 日 目)

平成24年第4回南関町議会定例会（第1号）

平成24年12月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

5番 田 口 浩 君

6番 島 崎 英 樹 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託等について

日程第5 議案第66号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成24年度南関町一般会計補正予算（第4号））

日程第6 議案第67号 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第68号 南関町法定出頭人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第69号 南関町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第70号 平成24年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

日程第10 議案第71号 平成24年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第11 議案第72号 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第12 議案第73号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第13 議案第74号 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第14 議案第75号 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第15 議案第76号 平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第16 議案第77号 工事請負契約の変更について

日程第17 議案第78号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第18 議案第79号 有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約
の一部変更について

日程第19 一般質問について（3名）

① 6 番議員 ② 2 番議員 ③ 1 番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番 井 下 忠 俊 君

2 番 境 田 敏 高 君

3 番 打 越 潤 一 君

4 番 鶴 地 仁 君

5 番 田 口 浩 君

6 番 島 崎 英 樹 君

8 番 山 口 純 子 君

9 番 橋 永 芳 政 君

10 番 唐 杉 純 夫 君

11 番 酒 見 喬 君

12 番 本 田 眞 二 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 上 田 数 吉 君 住 民 課 長 木 村 浩 二 君

副 町 長 本 山 一 男 君 福 祉 課 長 坂 井 智 徳 君

教 育 長 大 里 耕 守 君 経 済 課 長 雪 野 栄 二 君

総 務 課 長 堀 賢 司 君 建 設 課 長 大 木 義 隆 君

会 計 管 理 者 北 原 耕 治 君 教 育 課 長 大 石 和 幸 君

まちづくり推進課長 佐 藤 安 彦 君 延 寿 荘 長 福 田 恵美子 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松 本 寛 君 書 記 橋 本 恵 君

開会 午前１０時００分

—————○—————

○議長（本田眞二君） 起立、礼、おはようございます。お座りください。

ただいまから平成２４年第４回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

—————○—————

日程第１ 会議録署名議員の指名について

○議長（本田眞二君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、５番議員、６番議員を指名します。

—————○—————

日程第２ 会期決定について

○議長（本田眞二君） 日程第２、会期決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、本日から１２月１４日までの３日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日から１２月１４日までの３日間とすることに決定しました。

—————○—————

日程第３ 諸般の報告について

○議長（本田眞二君） 日程第３、諸般の報告を行います。

報告の第１点は、第５６回町村議会議長全国大会についてであります。本大会は、去る１１月１４日、NHKホールにて開催されました。大会では、東日本大震災からの復興及び大規模災害対策の確立を期する決議など１６項目の決議、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議など４項目の特別決議、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立などに関する２４項目の要望事項を決定し、宣言を採択しました。詳しい内容については、その写しをお手元に配付しておりますので、省略します。

報告の第２点は、例月出納検査等報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第１０条の規定によって、監査委員、井上康幸君、島崎英樹君より、平成２４年度８月分、９月分、１０月分の出納検査結果及び平成２４年度財政援助団体の監査結果について報告がなされています。内容については、その写し

をお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第3点は、委員会報告についてです。総務文教常任委員会委員長より、委員会研修について報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、唐杉純夫君。

○総務文教常任委員長（唐杉純夫君） おはようございます。

総務文教常任委員会の研修報告を申し上げます。

南関町議会議長、本田眞二様。

総務文教常任委員会委員長、唐杉純夫。

1つ、日時、平成24年10月10日（水）。

場所、広島県北広島町、どんぐり屋台村です。

出席者、唐杉純夫、鶴地仁、本田眞二、島崎英樹、井下忠俊、境田敏高の以上6委員。随行は、堀総務課長、城野教育課係長。

4、研修目的、今年7月に「NPO法人エーライフなんかん」が設立された。町の委託を受けた住民の健康、体力の維持増進事業等の実施や、スポーツ施設等の管理運営も可能になるなど、今後、地元自治体とも密接な関わり合いが出てくることになる。今回は、この両者の機能的な関係を学ぶため、広島県北広島町の一般財団法人「どんぐり村」を訪れて、実際の取り組みを視察研修し、今後の参考とする。

5番、研修地及び研修の内容あらまし。広島県北広島町は、人口1万9,600人、面積646平方キロメートルです。研修内容です。総合型地域スポーツクラブ、どんぐり屋台村の活動運営について、当クラブは一般財団法人として平成元年に設立され、総合運動公園等の指定管理者としての管理委託と特定保健指導事業を大きな財源としています。各種イベントの実施はもとより、総合運動公園利用者の年間利用者数11万人、学校校庭の芝生化への取り組みを通じての高齢者とのふれあい、他の町への保健指導派遣事業は驚嘆に値するものであった。

本町で立ち上がったばかりの総合型地域スポーツクラブ「NPO法人エーライフなんかん」に対し、町は町民の健康保持のために、今後どのように関わり合いをもち、サポートすべきかについて、先進地の知見を大い参考にすることができた。

これが北広島町の研修報告です。

次に、裏のほうをご覧いただきたいと思います。

次に、同じく10月11日、12日にかけて、広島県世羅町及び香川県まんのう町に研修に行っております。

出席者は同じです。唐杉、鶴地、本田、島崎、井下、境田の6委員に、堀総務課長、城野教育係長が随行しております。

研修の目的です。南関町総合振興計画の主要テーマである「交通・情報通信基盤

の整ったまちづくり」の中に、「生活交通の確保」を図り、「公共交通の充実」を目指すことが明記されております。今回は、「予約型乗合タクシー事業」を実施している自治体があるので、その交通体系導入の背景、事業実施の効果等を視察研修し、本町での今後の施策に反映できるものかを検討したい。

については、広島県世羅町及び香川県まんのう町では、N T Tシステムにより、どのような方法で事業展開しているかの参考になる点が多いと考え、研修地を選んだ。

5番、研修地及び研修の内容あらまし。イ、広島県世羅町、人口1万7,000人、面積278平方キロメートル、高齢化率36%。

研修内容、デマンド交通「せらまちタクシー」の運営について。旧世羅町を中心に、3町が合併してできた町であるが、中心部に病院、スーパー、コンビニなどの生活に必要な施設が集中しているところから、町内全域をカバーする定額運賃、片道300円です、の乗合タクシーの運行による交通手段が提供されています。ジャンボタクシー4台、小型タクシー3台で、1日5往復、商工会と町内タクシー事業者との委託契約による運営となっております。1日平均、約150人が利用しております。予約センターへ事前に連絡すると、センターでは誰からか即座に分かるシステムになっております。

ロ、香川県まんのう町、人口1万9,900人、面積194平方キロメートル、高齢化率31%。

研修内容、デマンド交通「あいあいタクシー」の運営について。ワゴンタイプ10人乗りを基本とし、3地域各1台の3台で運行している。1回の利用につき300円の乗合タクシー制。共通パス券、1カ月3,000円はよいアイデアと思った。この町も利用時刻の30分前までの電話予約制。これは商工会が運行管理をしており、運行事業はタクシー事業社3社でやっております。

以上、2町とも、南関町の面積に対し規模が大きく、交通路線の形態も異なっているが、エリア外に運行するときにはどのような方法があるのかについて、交通弱者、買い物難民、医療難民の漸増に対して、本町独自の問題を抱えており、さらなる検討が必要だと思った。

以上でございます。

すみません。ちょっと訂正いたします。城野さんは係長と、私は申し上げましたけれども、主査の間違いでございました。訂正いたします。申し訳ありません。以上です。

○議長（本田眞二君） 続きまして、議会運営委員会委員長より、委員会研修について報告書が提出されていますので、報告を求めます。

議会運営委員会委員長、島崎英樹君。

○議会運営委員会委員長（島崎英樹君） おはようございます。

委員会研修報告をいたします。

南関町議会議長、本田真二様。

議会運営委員会委員長、島崎英樹。

1、日時、平成24年11月8日（木）13時30分から15時10分まで。

2、場所、熊本県球磨郡多良木町役場でありました。

3、出席者、委員長、島崎英樹、副委員長、橋永芳政議員、委員、鶴地仁議員、委員、田口浩議員、委員、山口純子議員、委員、唐杉純夫議員、計6人でありました。議会事務局、松本局長から随行いただいております。

4の目的です。「町政の情報提供」や「行政への関心」をテーマに、議会と住民との懇談会を実践する多良木町議会（鍋田清高議長）を訪問し、議会活動やまちづくり等について、意見交換や交流を図るということです。

5、内容です。研修地は、人口約1万500人、議員13人、欠員があるということでした。多良木町議会は、平成23年に議会活性化特別委員会を設置し、議会活性化に向けた取り組みを始めておられます。その一環として、議会報告会を町内3地区で開催されておられます。2回目の今回は、7月に開かれておまして、議員が3班に分かれて、3月定例会の審議状況や町の動きを報告されたということでした。地域の現状や課題等を町民と座談会形式で開催しておられます。

研修では、報告会実施の背景や、具体的な準備、意見の取りまとめ作業から、住民への結果報告まで、一連の動きについて説明を受けました。そして、意見交換をいたしました。

6、考察です。報告会では、議会の仕組み、一般会計の概要、重要施策（光ブロードバンドの整備や学童クラブの施設建設）など、議会が承認した事項を説明し、そのほかのことも含め質疑を受け付けているということでした。

質問の中には、議会として答えられないことも多く、報告会では執行部に伝えるとして、その対応を後日、全戸に報告会取りまとめ資料として確実に伝えているということでした。こうした姿勢など、共感するものでありました。また、実施を通じて、「議員間の結束が強まった」とのコメントも印象に残っております。

報告会の参加は、3カ所合計で131人、報告会は「議会の活動状況を知っていただく。」「議会運営等の改善を図る。」ことを当初の目的として、「まずはやってみよう。」の精神で取り組んだということでありました。報告会は、「第1弾の取り組み」で、常に切磋琢磨の関係を築いていきたいとの感想をもちました。

以上でございます。

次に、裏をお願いいたします。

委員会研修報告書。

南関町議会議長、本田眞二様。

議会運営委員会委員長、島崎英樹。

1、日時、平成24年11月9日（金）午前10時から11時20分まで。

2、場所、熊本県球磨郡山江村（役場）です。

3、出席者、島崎英樹、副委員長、橋永芳政議員、委員、鶴地仁議員、委員、田口浩議員、委員、山口純子議員、委員、唐杉純夫議員の6人です。議会事務局、松本寛局長より随行いただいております。

4、目的、「情報公開施策」として実施中のケーブルテレビによる議会中継のシステム見学を行い、町政の課題や取り組みがどのように住民に伝わっているか研修するということです。

5、内容、研修地は、人口約3,700人、議員9人です。山江村は、総面積の約9割が山林ということです。テレビの難視聴地域もあり、地デジ化対応や村内ほとんどでブロードバンドが導入されていない状況だったことから、情報格差の解消が課題ということでした。この解決のために、平成20年から地域情報通信基盤整備事業に着手されております。村内全域にケーブルを整備し、多チャンネル放送に加え、自主放送を提供されております。

議会中継は、22年度から実施をされて、長時間ですが、自主放送番組の中でも町民の関心が高く、生中継と録画で3回の放送を行っているとのことでした。議会の模様は、カメラ2台の映像とマイク3本の音声を使用して放送、ケーブルテレビの加入率は78%で、基本料金は一般家庭で1,500円、インターネット料金は2,500円ということで、それが加算されるとのことでした。収支としては、2,000万円の使用料収入があり、一般会計から1,900万円の持ち出し（主に人件費）とのことでした。ブロードバンドの整備に6億8,000万円を要しております。放送センターがあり、5人の専属スタッフが取材から編集、放送まで担当しておられました。

6、考察です。議会の生中継を開始して、「常に村民を意識するようになり、一言の重みを実感して、執行部も議会も言葉遣いが変わった。」と、総務課長の高田良介さんが話しておられました。印象に残る話でした。

また、各課のお知らせ放送を通じて、若い職員の顔を村民に知ってもらえるなど、想定外の効果もあったそうです。運動会やスポーツ大会の放送も人気で、ケーブルテレビがまさに村民をつなげる大きな柱になっていることを実感し、今後も研究したいテーマとの感想をもちました。

以上、委員会の報告でした。お世話になりました。

日程第４ 陳情の委員会付託等について

○議長（本田眞二君） 日程第４、陳情の委員会付託等についてです。

本日まで受理しました陳情は、お手元に配りました陳情文書の写しのとおり、１件を所管の常任委員会に付託し、その他は配付としましたので報告します。

ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。

平成２４年１２月定例議会開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今年も残すところ２０日となってしまいました。本年を振り返ってみますと、梅雨期の６月１１日から１３日にかけての豪雨災害によって、県内におきましても阿蘇地域をはじめ、各地で多くの方々が亡くなられております。亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました方々にお見舞い申し上げ、一日も早い復興を願うものでございます。

８月のロンドンオリンピックでは、なでしこジャパンの活躍など、大いに盛り上がった大会でございました。また、パラリンピックでは本町出身の浦田理恵さんがゴールボール競技で見事金メダルを獲得いたしました。この快挙は日本中に生きる希望と勇気を与えたものであり、本町では第１号となる名誉町民の称号を贈り、未永く町史に記録していくことにいたしました。

日本経済においては、長引くデフレから脱却できず景気の低迷が続いております。また、国政では、新たな政党も出来、１６日の投票に向けて選挙戦が行われております。いずれにいたしましても、誰もが安心して暮らせる活力ある日本社会の建設を期待するものでございます。

一方、町内では、住んでよかったプロジェクト事業の推進や、東部小岱山線の開通、中山間地域総合整備事業では、南関西地区では今工区を黒摺川工区、松丸工区、八田工区等の事業を行っているところでございます。また、南関東地区におきましても、堂出工区をはじめ、ほか３地区での換地作業に取り組んでおるところでございます。また、東豊永工区の井堰の改修を２カ所、茶屋工区のため池改修につきましても設計が現在進んでいるところでございます。

今回提案いたします案件は、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成２４年度一般会計補正予算、南関町個人情報保護条例の一部改正する条例の制定について、ほか２件、平成２４年度南関町一般会計補正予算（第５号）について、８,０１９万円の補正、平成２４年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、歳出予算の款項の調整、平成２４年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について、３,０１９万１,０００円の補正、平成２４年度南

関町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について、２万１、０００円の補正、平成２４年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）について、歳出予算の款項の調整、南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第３号）について、６３万４、０００円の補正、平成２４年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、４６万６、０００円の減額補正、一般会計の主なものとしたしましては、歳入におきまして国庫支出金１、９８１万３、０００円、県補助金１、１１６万１、０００円、繰入金４、０００万円、町債１、１６０万円、歳出としたしまして、農林水産事業費、農地費として県営土地改良事業負担金補助及び交付金として１、２７０万３、０００円の補正、民生費、社会福祉総務費として扶助費２、６９１万９、０００円の補正、児童福祉総務費として私立保育園運営費負担金及び交付金として１、０３９万６、０００円の補正を行っておりますので、ご審議・ご議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（本田眞二君） お諮りします。

日程第５、議案第６６号から日程第１８、議案第７９号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、日程第５、議案第６６号から日程第１８、議案第７９号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

日程第 ５ 議案第６６号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成２４年度南関町一般会計補正予算（第４号））

日程第 ６ 議案第６７号 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 ７ 議案第６８号 南関町法定出頭人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 ８ 議案第６９号 南関町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 ９ 議案第７０号 平成２４年度南関町一般会計補正予算（第５号）について

日程第１０ 議案第７１号 平成２４年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

日程第１１ 議案第７２号 平成２４年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第 12 議案第 73 号 平成 24 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)について

日程第 13 議案第 74 号 平成 24 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)について

日程第 14 議案第 75 号 平成 24 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第 3 号)について

日程第 15 議案第 76 号 平成 24 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について

日程第 16 議案第 77 号 工事請負契約の変更について

日程第 17 議案第 78 号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 18 議案第 79 号 有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長(本田眞二君) 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長(松本 寛君) [議案名朗読]

○議長(本田眞二君) 配付漏れなどありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただ今から提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長(堀 賢司君) 第 66 号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の専決は、衆議院が 11 月 16 日に解散し、12 月 16 日に投票日となったため、衆議院総選挙の執行経費を 11 月 20 日に専決したものでございます。

それでは、次のページの予算書をお開きください。

平成 24 年度南関町一般会計補正予算(第 4 号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 703 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 7,754 万 6,000 円とするものでございます。

次ページをお開きください。

歳入でございます。15 款の県支出金、3 項の県委託金、補正額が 703 万 5,

０００円を追加し、２，１８７万７，０００円にするものでございます。歳入の合計５０億７，７５４万６，０００円でございます。

歳出でございます。２款の総務費、４項の選挙費でございます。補正額７０３万５，０００円を追加し、１，５６０万円とするものでございます。歳出の合計、補正後の額でございます。５０億７，７５４万６，０００円でございます。

ページ、６ページをお開きください。

歳入でございます。１５款県支出金、３項県委託金、１目総務費県委託金、補正前の額が１，３１７万７，０００円です。補正額が７０３万５，０００円、補正後の額が２，０２１万２，０００円でございます。５節の選挙費県委託金７０３万５，０００円でございます。衆議院議員総選挙費県委託金でございます。

７ページの歳出でございます。

２款総務費、４項選挙費、４目の衆議院議員総選挙費でございます。節を説明します。１節の報酬でございます、７３万７，０００円、委員報酬でございます、選挙管理委員、それから期日前投票、投票管理者等の委員報酬でございます。３が職員手当３０９万９，０００円、時間外勤務手当でございます。投開票事務にあたります職員の時間外でございます。

８節の報償費８万５，０００円、これは謝礼でございます。ポスター掲示場の借上料等でございます。

９が旅費６万円でございます。

１１需用費５５万７，０００円でございます。

１２役務費３１万６，０００円でございます。

１３委託料９１万１，０００円です。選挙システムの改修業務委託、それから選挙ポスター掲示場の設置・撤去業務委託料でございます。

１４節の使用料及び賃借料６万２，０００円でございます。事務機の借上料、照明器具の賃貸料でございます。

１８の備品購入費１２０万８，０００円、選挙用備品、今回は投票用紙の自動交付機５台を購入する予定にしております。

以上、報告しまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第６７号議案、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとするものでございます。

提案理由、民法の一部改正に伴い、条例改正の必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例。南関町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。第18条第1項第1号、第30条第1項第1号及び第37条第1項第1号中「居所」の次に「(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号または名称及び主たる事務所又は本店の住所並びにその代表者の氏名)」を加える。とするものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

今回の民法の改正は、法定代理人に関する規定が法人の場合も追加されたために改正するものでございます。

以上、説明し、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第68号議案、南関町法定出頭人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

南関町法定出頭人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

この法定に出頭等の費用弁償とはですね、各種の公聴会、参考人の出頭に対して、費用弁償を支給する規定の条例でございます。

提案理由としまして、地方自治法の一部改正に伴い、条例改正の必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

南関町法定出頭人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。南関町法定出頭人等の費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。第1条第2号中「法第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を、「法第115条の2（法第190条第5項において準用する場合も含む。）」に改め、同条第4号中「法第109条第4項、109条の2第4項及び第110条の第4項」を「法第115条の2（法第109条第5項において準用する場合も含む。）」に改めるものでございます。ちなみに、115条の2に改めておる条文をいきますと、公聴会及び参考人の出頭という規定でございます。議会は、会議において地方公共団体の事務に関し、調査または審査のため必要と認めるときは、参考人の出頭を求めることができるという規定でございます。

続きまして、109条の第5項の規定は、常任委員会は調査・審査のため、必要と認めるときは参考人の出頭を求めることができるという規定でございます。

附則としまして、この条例は地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条但し書きの制令で定める日から施行するということにしております。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第69号議案、南関町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定

についてご説明いたします。

南関町暴力団排除条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとしております。

提案理由としまして、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い条例改正をする必要があるためでございます。この法律によりまして、事業者の責務が新たに追加され、条ずれが発生したために条例を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

南関町暴力団排除条例の一部を改正する条例。南関町暴力団排除条例の一部を次のように改正する。第3条中「法第32条の2第1項」を、「法第32条の3第1項」に改めるものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するとしております。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第70号議案、平成24年度南関町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,019万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,773万6,000円とするものでございます。繰越明許費の補正、それから地方債の補正も同時に行っております。

ページ、2ページをお開きください。

歳入でございます。14款の国庫支出金でございます。1項の国庫負担金1,985万9,000円を追加し、3億2,032万8,000円としております。

次に、2項の国庫補助金4万6,000円を減額し、1億1,437万円とするものでございます。

次に、15款の県支出金でございます。1項の県負担金958万7,000円を追加し、1億8,267万6,000円とするものでございます。

2項の県補助金157万1,000円を追加し、1億5,507万3,000円とするものでございます。

3項の県委託金3,000円を追加し、2,188万円とするものでございます。

次に、16款の財産収入、1項の財産運用収入14万2,000円を追加し、312万7,000円とするものでございます。

次に、18款の繰入金、1項の基金繰入金4,000万円を追加し、8,520万円とするものでございます。

20款の諸収入、4項の雑入でございます。252万6,000円を減額し、1,839万3,000円とするものでございます。

21 款の町債、1 項の町債でございます。1,160 万円を追加し、8 億3,389 万7,000 円とするものでございます。

補正額総額8,019 万円を追加し、51 億5,773 万6,000 円とするものでございます。

次に、3 ページの歳出でございます。

2 款総務費、1 項の総務管理費308 万4,000 円を追加し、4 億8,054 万1,000 円とするものでございます。

2 項の徴税費49 万2,000 円を追加し、9,582 万5,000 円とするものでございます。

5 項の統計調査費1,000 円を追加し、517 万9,000 円とするものでございます。

3 款の民生費、1 項の社会福祉費3,347 万3,000 円を追加し、11 億3,175 万3,000 円とするものでございます。

2 項の児童福祉費1,333 万2,000 円を追加し、3 億9,994 万3,000 円とするものでございます。

次に、4 款の衛生費、1 項の保健衛生費829 万1,000 円を追加し、2 億2,435 万3,000 円とするものでございます。

3 款の水道費2 万1,000 円を追加し、311 万1,000 円とするものでございます。

次に、5 款の農林水産業費です。1 項の農業費1,429 万4,000 円を追加し、2 億6,322 万1,000 円とするものでございます。

2 項の林業費6,000 円を追加し、1,070 万7,000 円とするものでございます。

6 款の商工費、1 項の商工費4 万3,000 円を追加し、6,679 万5,000 円とするものでございます。

7 款の土木費、1 項の土木管理費でございます。109 万1,000 円を追加し、6,929 万6,000 円とするものでございます。

2 項の道路橋梁費268 万3,000 円を追加し、4 億3,962 万9,000 円とするものでございます。

4 項の住宅費25 万6,000 円を追加し、2,951 万6,000 円とするものでございます。

5 項の下水道費169 万1,000 円を追加し、1 億1,526 万9,000 円とするものでございます。

6 項の浄化槽整備推進事業費63 万4,000 円を追加し、1,723 万3,000

円とするものでございます。

8 款の消防費、1 項の消防費 2 5 5 万 3, 0 0 0 円を減額し、1 億 9, 3 3 7 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

9 款の教育費、2 項の小学校費 1 1 8 万 5, 0 0 0 円を追加し、3 億 2, 1 1 2 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

5 項の保健体育費 3 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、6, 5 8 8 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

次の 4 ページでございます。

1 1 款の公債費、1 項の公債費 1 3 0 万 6, 0 0 0 円を追加し、5 億 6, 2 0 1 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

1 2 款の予備費、1 項の予備費 5 0 万 5, 0 0 0 円を追加し、1, 0 1 0 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

歳出合計、補正額が 8, 0 1 9 万円、補正後の額が 5 1 億 5, 7 7 3 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

5 ページの繰越明許費を説明します。

7 款の土木費、2 項の道路改良費、事業は道路新設改良事業でございます。1 億 4, 9 7 0 万円を繰越明許としております。工事箇所につきましては、大西桜原線 4, 7 3 0 万円、久重中線 6, 3 0 0 万円、古野線 3, 9 4 0 万円を繰越明許しております。

次に、6 ページの地方債の補正でございます。

1 ほ場整備事業 1, 5 3 0 万円を 1, 0 0 0 万円追加し、2, 5 3 0 万円としております。

次が、道路橋梁整備事業です。3 億 7 0 0 万円に 1 6 0 万円を追加し、3 億 8 6 0 万円としております。

次に、9 ページをお開きください。

歳入につきまして、主なものについて説明していきます。

1 4 款の国庫支出金、1 項の国庫負担金、1 目の民生費国庫負担金でございます。1 節の社会福祉国庫負担金 1, 3 3 1 万 9, 0 0 0 円を補正しております。これは障害者自立支援給付費国庫負担金でございます。2 分の 1 の補助でございます。1, 3 0 0 万 1, 0 0 0 円です。補正の理由としまして、障がい者福祉サービスの利用者の増、サービスの拡大が図られたために補正が発生しました。

続きまして、3 節の児童福祉国庫負担金でございます。6 5 4 万円を補正しております。保育所運営費国庫負担金でございます。保育所の入所人員の増に伴いまして補正をしているところです。これも 2 分の 1 の補助でございます。

続きまして、15 款の県支出金の1 目の民生費県負担金でございます。1 節の社会福祉県負担金6 6 5 万9, 0 0 0 円、先ほど国庫負担金のところでも説明しましたとおり、障害者自立支援給付費の県負担金でございます。これは県負担金につきましては4 分の1 の補助でございます。

次に、3 節の児童福祉県負担金3 2 7 万円を補正しております。保育所運営費の県負担金でございます。これにつきましては4 分の1 の補助でございます。

続きまして、1 0 ページをお開きください。

1 5 款の県支出金、3 目の衛生費県補助金でございます。1 0 9 万6, 0 0 0 円を補正しております。主なものは乳幼児医療費の補助金でございます。2 分の1 の補助、医療費の増に伴いまして補正したものでございます。

それから、1 0 ページの一番下の欄ですけど、1 8 款の繰入金、1 目の財政調整基金繰入金4, 0 0 0 万円を繰り入れております。財政調整基金、今回補正後の残高でいきますと、9 億9, 0 8 7 万8, 0 0 0 円で残高でございます。

次に、1 1 ページの2 0 款諸収入の2 目の雑入、この中で主なものは高速道路救急業務支弁金でございます。3 2 9 万1, 0 0 0 円を減額しております。交付決定に伴いまして減額したものでございます。

次に、2 1 款の町債、1 が農林水産業債1, 0 0 0 万円を追加しております。ほ場整備事業債でございます。県営事業の負担金の分でございます。

3 目の土木債、1 節の道路橋梁債1 6 0 万円を追加しております。道路橋梁整備事業債でございます。前原線の用地購入分でございます。

続きまして、歳出の1 2 ページをお開きください。

2 款の総務費、1 項の総務管理費でございます。7 目の企画費をご覧ください。1 9 の負担金、補助及び交付金8 0 万5, 0 0 0 円を補正しております。地方バス運行等特別対策の補助金でございます。植木線、山鹿線、玉名線、熊本線の支出見込みの8 0 万5, 0 0 0 円が不足するという事態になりましたので補正しているところです。

次に、1 2 目の電子計算費でございます。委託料1 4 3 万2, 0 0 0 円を減額しております。パソコンの更新を次年度に、2 5 年度に延期したために1 8 0 万円を減額しております。

次に、1 6 目のまちづくり推進事業費、1 9 節の負担金、補助及び交付金3 0 5 万円を補正しております。定住住宅取得等補助金でございます。住宅リフォーム5 件分、登録事業社加算分で5 件分の2 7 5 万円を追加しております。

次に、1 3 ページの3 款の民生費でございます。1 目の社会福祉総務費でございます。2 0 節の扶助費2, 6 9 1 万9, 0 0 0 円を追加しております。歳入のほうで

も説明しましたとおり、障害者自立支援給付費でございます。利用者の増、サービスの拡大に伴いまして2,628万2,000円の増となったものでございます。

続きまして、13ページの一番下の欄ですね。

11目の総合文化福祉センター費でございます。15の工事請負費20万5,000円を追加しております。これはうから館のですね、高圧引込線整備工事46万2,000円の工事が発生するということで、予算執行残等を差し引きまして20万5,000円の追加の補正でございます。この引込線整備工事については、町が実施すべき工事だということでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

3款の民生費、15目の後期高齢者医療費でございます。19節の負担金、補助及び交付金596万9,000円、療養給付費負担金でございます。これは23年度の額が確定したために精算するものでございます。

続きまして、3款の民生費、1目の児童福祉総務費でございます。19節の負担金、補助及び交付金1,039万6,000円を追加しております。私立保育所運営費負担金でございます。入所人員の増に伴いまして増額するものでございます。

続きまして、20の扶助費も115万1,000円を追加しております。保育所運営費、これも入所人員増に伴うものでございます。

続きまして、4款の衛生費、1目の保健衛生総務費でございます。一番下の欄になります。20節の扶助費817万7,000円を追加しております。これはこども医療費の扶助費でございます。医療費の増に伴いまして補正するものでございます。

次に、15ページの5款の農林水産業費、4目の農地費でございます。19節の負担金、補助及び交付金1,270万3,000円を追加しております。これは県営土地改良事業負担金でございます。県営南関東地区土地改良事業負担金の1億円の10%でございます、1,000万円。それから、土地改良事業費補助金270万3,000円を追加しております。

次に、9目の農村広場施設費でございます。工事請負費で100万円、施設整備工事費を追加しております。農村広場の通路の舗装工事を予定しております。

次に、16ページをお開きください。

7款の土木費でございます。1目の土木総務費109万1,000円を追加しております。道路台帳作成業務委託料でございます。町道徳丸線、鷹ノ原石仏線、米田冷水線等でございます。

続きまして、7款の土木費、3目の道路新設改良費でございます。委託料で101万円、登記委託料、これは町道前原線28万6,000円と、調査委託料、これ

は建物の調査委託料でございます、72万4,000円。それから、17節の公有財産購入費160万円の用地費でございます。前原線の用地の購入に充てる予定でございます。

それから、16ページの一番下の欄ですけど、7款の土木費、1目の下水道整備費でございます。28節の繰出金169万1,000円を下水道特別会計に繰り出しております。

次に、17ページ、8款の消防費、1目の常備消防費でございます。329万1,000円を減額しております。高速道路救急業務支弁金でございます。平成20年度の補助金の額が確定したために減額しているものでございます。

17ページの9款の教育費、1学校管理費でございます。13の委託料215万3,000円を追加しております。測量設計の委託料でございます。三小の駐車場の造成測量設計業務を委託する予定でございます。

それから、17節の公有財産購入費160万円を減額しております。三小の駐車場用地の購入の執行残でございます。

続きまして、最後のページ、18ページでございます。

11款の公債費の元金、23節の償還金、利子及び割引料130万6,000円を追加しております。町債の元金償還金でございます。定期償還の不足分が20万6,000円、それから23年度分の繰上償還を110万円をしております。

以上、説明し、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、第71号議案、平成24年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、予備費からの充当によります23年度の精算に伴います歳出予算の補正をお願いするものでございます。

2ページをお願いします。

歳出でございます。3款1項後期高齢者支援金等8万円を増額し、1億5,701万5,000円とするものでございます。

4款1項前期高齢者納付金等2万5,000円を減額し、16万5,000円とするものでございます。

続きまして、6款介護納付金の1項介護納付金として8万円を減額し、7,226万7,000円とするものでございます。

続きまして、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございます。4,116万2,000円を増額し、4,412万5,000円とするものでございます。

12款予備費、1項予備費といたしまして、4,113万7,000円を減額し、歳出合計15億4,871万5,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出の内訳でございます。3款1項1目の後期高齢者支援金、19節負担金でございます。納付決定額に伴いまして、8万円を増額するものでございます。

続きまして、4款1項1目前期高齢者納付金、19節の負担金といたしまして、納付決定によりまして2万5,000円を減額するものでございます。

6款1項1目介護納付金、19節の負担金として、納付額決定に伴いまして8万円を減額するものでございます。

続きまして、11款1項3目償還金でございます。23節償還金といたしまして、実績に伴いまして4,116万2,000円を増額するものでございます。主なものといたしまして、療養給付費の交付金の返還金で4,002万8,000円を追加するものでございます。

12款1項1目予備費でございます。予備費を予算調整として4,113万7,000円を減額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第72号議案、平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,019万1,000円を追加し、それぞれを総額2億4,073万5,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。1款国庫支出金につきましては、国庫補助金を1,500万円追加いたしまして4,400万円とし、2款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に169万1,000円を追加して1億1,526万9,000円とするものでございます。

4款町債につきましては、1項町債費に1,350万円を追加して4,660万円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。

1款総務費は、1項総務管理費に19万1,000円を追加して5,348万6,000円とするものでございます。

また、2款事業費につきましては、1項公共下水道事業費に3,000万円を追加して1億280万1,000円とするものでございます。

歳出合計は、補正前の額に3,019万1,000円を追加し、2億4,073万5,000円とするものでございます。

4ページ、第2表は繰越明許費でございます。公共下水道事業について、工事を繰り越して実施する必要がありますことから、9,100万円の明許繰越をお願いいたします。

5ページ、第3表は地方債の補正でございます。地方債の限度額を3,310万円を、1,350万円増額し4,660万円とするものでございます。

8ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。1款国庫支出金の公共下水道費国庫補助金を1,500万円追加するものでございます。今般、国から補助金の追加要望の打診があり、翌年以降の補助金の動向が不透明とのことから、平成25年度に実施の計画でありました藤尾地区を前倒しで実施したく、要望を行うことに伴うものでございます。管渠埋設を行い、工期を平成25年6月及び11月までといたしたく、繰越明許の設定及び補助残の財源として起債を充てるため、限度額を増額し、町債を補正計上するものでございます。

また、2款繰入金につきましては、一般会計繰入金を169万1,000円追加するものでございます。補助事業の実施、管理費の増額に伴う繰り入れを計上いたしております。

4款の町債につきましては、先ほどご説明いたしましたとおりでございます。内訳としまして、下水道債が670万円、それから過疎債が680万円といたしております。

9ページは歳出でございます。

1款総務費につきましては、2目浄化センター管理費、11節の需用費を19万1,000円増額するものでございます。緊急を要した修繕に流用していました光熱水費の額と、流入量の増加に伴う電気料の増大による支出見込額の増加分を計上させていただいております。

また、2款事業費は、1目公共下水道建設費の15節工事請負費に3,000万円を追加して、1億280万1,000円とするものでございます。先ほど申し上げました藤尾地区の管渠築造工事を実施するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） はい。説明の途中でありますが、10分ほど休憩します。

次は、日程の12からいきます。

-----○-----

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 12 分

—————○—————

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたが、ここで総務課長のほうから発言の申し出があっておりますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 9 時 55 分に、官邸の危機管理センターから情報がありまして、人工衛星と称するミサイル情報が南関町に寄せられました。受信が 9 時 55 分でございます。本文は「先ほど北朝鮮の人工衛星と称するミサイルが南方向に発射されました。続報が入り次第お知らせします。」というふうな情報が寄せられました。9 時 49 分に 1 発目を発射しました。1 段目が朝鮮半島西の黄海に落下したそうです。次に、9 時 59 分に 2 段目ですね、朝鮮半島の南に落下と。それから、10 時 01 分に沖縄上空を通過と。10 時 2 分に通過を発表し、破壊措置はなしと。それから、10 時 5 分にフィリピンの東洋上に落下予想されたという情報が寄せられておりますのでご報告します。

以上でございます。

次に、先ほど私が説明しました専決の部分の選挙費の関係でございますけど、ちょっと訂正がありますので、訂正をお願いします。

専決の 7 ページでございます。補正額の財源内訳として、一般財源 703 万 5,000 円と、一般財源の欄に記載しておりますが、これは国県支出の欄に記載すべきものでございます。ご訂正をお願い申し上げます。たいへん申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） それでは、説明の途中でありましたので、日程 12 から始めたいと思います。

建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第 73 号議案、南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 万 1,000 円を追加し、それぞれ総額を 484 万 1,000 円とするものでございます。

2 ページをお開きください。

歳入でございます。5 款繰入金に 2 万 1,000 円追加して、311 万 1,000 円とするものでございます。

3 ページ、歳出でございます。

1 款総務費に 2 万 1,000 円追加し、281 万 9,000 円とするものでございます。

6 ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。一般会計繰入金に 2 万 1,000 円追加することといたしております。

7 ページは歳出でございます。

1 款総務費については、一般管理費に 2 万 1,000 円追加して、281 万 9,000 円とするものでございます。内訳として、11 節需用費の光熱水費を 2 万 1,000 円追加計上させていただいております。水位計が故障した際及び清掃後の臭気を除去するときに連続運転を行い、予算が不足する見込みとなったためでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 延寿荘荘長。

○延寿荘長（福田恵美子君） 第 74 号議案、平成 24 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

款項の調整によります歳出予算の補正をお願いするものでございます。

2 ページをお願いします。

1 款 1 項施設管理費として 19 万 8,000 円を減額し、4 款 1 項予備費として予算調整いたしまして、19 万 8,000 円を追加し、7,438 万 2,000 円とするものでございます。

4 ページをお願いします。

歳出でございます。1 款 1 項 1 目一般管理費、7 節の賃金を 48 万 5,000 円減額し、13 節の委託料を 28 万 7,000 円追加するものでございます。

4 款 1 項 1 目予備費ですが、19 万 8,000 円を追加し、予算調整をするものでございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第 75 号議案、南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 63 万 4,000 円を追加し、それぞれ総額を 8,966 万 2,000 円とするものでございます。

2 ページをお願いします。

歳入でございます。5 款繰入金に 6 3 万 4, 0 0 0 円を追加して、1, 7 2 3 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

3 ページ、歳出でございます。

1 款総務費に 6 3 万 4, 0 0 0 円を追加し、2, 8 9 8 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

6 ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。一般会計繰入金に 6 3 万 4, 0 0 0 円を追加することといたしております。

7 ページは歳出でございます。1 款総務費については、一般管理費に 6 3 万 4, 0 0 0 円を追加して、2, 8 9 8 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。内訳として、3 節職員手当等に 1 万 9, 0 0 0 円を追加しております。1 1 節需用費につきましては、ブローワー及びダイヤフラム購入予定のため、消耗品費を 2 4 万 2, 0 0 0 円を追加、浄化槽の漏水修繕及び機械の修繕のため修繕費を 3 7 万 3, 0 0 0 円追加するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、第 7 6 号議案、平成 2 4 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 5 万 6, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2, 6 2 6 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

歳入でございます。3 款 1 項の一般会計繰入金として 4 5 万 6, 0 0 0 円を減額し、5, 3 3 8 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入合計 1 億 2, 6 2 6 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

3 ページでございます。

歳出です。2 款 1 項の後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 4 5 万 6, 0 0 0 円を減額し、1 億 2, 5 4 8 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

歳出合計 1 億 2, 6 2 6 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金の 1 節保険基盤安定繰入金を決算見込額によりまして 4 5 万 6, 0 0 0 円を減額するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の 1 9 節負担金として、決算見込額によりまして基盤安定負担金の 4 5 万 6, 0 0 0 円を減額するものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 7 7 号議案、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

今回提案いたします南関第三小学校屋内運動場耐震改修工事の契約は、平成 2 4 年 6 月 5 日に入札を執行いたしまして、津留建設株式会社を契約相手として、契約金額を 1 億 9, 2 6 7 万 5, 0 0 0 円、工期を平成 2 4 年 6 月 1 9 日から平成 2 5 年 3 月 8 日までとする仮契約を締結し、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、平成 2 4 年 6 月定例議会において議決をいただき、議決日で契約をいたしました南関第三小学校屋内運動場耐震改修工事の変更契約についてでございます。

契約事項のうち、契約金額を 1 9 0 万 1, 6 4 0 円に増額する変更契約を、1 2 月 3 日付けで津留建設株式会社と工事請負変更契約の仮契約を締結いたしました。

変更理由といたしましては、当初、伐採を予定していた体育館横のカイズカイズキ 5 本を、運動場西側に移植し、また体育館中央部の床下にプール給水管が通っており、今後、土場コンクリート打設や付属等の工事に支障がありますので、屋内運動場を迂回して布設するためでございます。

以上、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び、または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書により説明いたします。

工事請負契約の変更について。平成 2 4 年 6 月定例議会において議決された、南関第三小学校屋内運動場耐震改修工事請負契約のうち、契約金額を 1 億 9, 2 6 7 万 5, 0 0 0 円を、1 億 9, 4 5 7 万 6, 6 4 0 円に変更することとする請負変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要があるためでございます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第 7 8 号議案、南関町過疎地域自立促進計画の変更についてご説明いたします。

南関町過疎地域自立促進計画の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

本年５月２９日に、熊本県に対しまして、変更に伴う事前協議を行っております。本協議を７月２７日、それから１１月の１６日に変更協議が終了しましたものですから、今回の議会に提案をするものでございます。

提案理由としまして、過疎地域自立促進特別措置法第６条第７項で準用する、同条第１項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページの南関町過疎地域自立促進計画、平成２２年度から平成２７年度と変更としております、平成２４年１２月。

次のページをお開きください。

今回変更いたしますのは、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進でございます。

変更前、（１）町道道路、今・田原線の新設、延長１，０００メートル、幅員７メートルを、これを名称の変更をしております。関村・田原線新設、延長、幅員は変わりません。

次に、巖・今線の改良、延長１，０００メートル、幅員５メートル。

それから、冷水線の改良、延長２６５メートル、幅員５メートル。

中原線の改良、延長５５５メートル、幅員５メートルを、新たに３本を追加しております。

橋梁につきましては、前原第二橋梁の整備の名称変更、前原第一橋梁整備ということでございます。参考資料としまして、別紙様式２を付けております。

事業費関係でございます。関村・田原線の新設舗装では、当初３億４，４００万円にしておりましたのが２億４，１３５万４，０００円、それから巖・今線、これは１億１，５０２万２，０００円、それから冷水線５，１４１万円、中原線の改良が１億７０２万９，０００円でございます。前原の第一橋梁については変更はありません。概算事業費５億３，２８１万５，０００円と変更しております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、第７９号議案、有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明いたします。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、有明広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、有明広域行政事務組合の規約の一部を次のとおりに変更するものでございます。

この地方自治法の２８６条の第１項は、共同事務する場合の事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の規定をしているところでございます。

今回改正する内容につきましては、有明広域行政事務組合の規約の一部変更をする規約でございます。

有明広域行政事務組合の規約の一部を次のように変更する。

第3条第10号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。法律の名称が変わったために改正するものでございます。この内容でいきますと、事務の変更と規約の変更ということで、2つのことを一部変更ということにしております。

ちょっと具体的にもう少し説明していきますと、共同処理する事務の変更につきましては、いわゆる法律の改正、端的にいきますと、障害者総合支援法に改正されたと。これに伴いまして、障害者の定義に難病などが加わったことから、町への申請を経て、有明広域行政事務組合での2次審査を実施する上で、審査項目の改正が必要でありますので、事務の変更の提案。

それから、次には規約の変更については、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、いわゆる障害者総合支援法に改正されたために改正するものでございます。

提案理由としまして、一部事務組合の共同処理する事務及び規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で提案理由の説明を終了します。

-----○-----

日程第19 一般質問

○議長（本田眞二君） 日程第19、一般質問を行います。

発言の通告があつていきますので、順次発言を許します。

6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） こんにちは。6番の島崎英樹です。一般質問をいたします。

平成24年も押し迫ってまいりましたが、これに一層拍車をかけているのが衆議院選挙ではないかと思います。選挙の枠組みにも注目が集まっているようでございます。先ほど総務課長のほうから、北朝鮮がミサイルを発射したということでお話がございましたが、外交の問題、また社会保障の問題、TPP、景気雇用、少子化対策、また原発のことと、いろいろ課題はたくさんありますが、一つ一つのことにについて誠実に向き合う、そして導いていく政治政党を望みたいものでございます。

よく言われることでございますが、明日の天気は変えられないけれども、明日の

政治は変えられる、そんな思いで16日の投票に1票を託していきたいと、思うものでございます。国が不透明な状況であるからこそ、地方自治体、地に足の付いた行政をしていかなければならない、そういうふうに思います。

さて、先ほど町長のほうからご挨拶がありましたけれども、南関町の今年1年を振り返ってみますと、やはり浦田理恵さんのゴールボール、パラリンピックでの金メダル、これが一番の大ニュースだったなあとと思います。町民栄誉賞を受けての記念講演でのことですが、どうやって目が悪くなって、見えなくなって、生きていけばいいのか分からない。そういうことを一人で悩んでおったというお話をされました。しかしながら、そこで踏みとどまったからこそ今の自分がある、命がある。そして、結びでございますが、毎日、今が楽しい、笑顔でいられることの幸せを感じる、言われておりました。たいへん印象に残った言葉でございました。こうしたことに応えるためにも、南関町、しっかり頑張らなければならないなと思うものでございます。

さて、今回の質問は、1番といたしまして、町長のまちづくりへの思いということで出しております。それから、関川の改修ということでございます。1は、平成25年度は、町長3期目の任期最後の1年ということになります。残された課題も含めて、まちづくりへの思いをお尋ねしたいと思います。

南関町は、昭和30年の合併発足してから、上田町長まで7人の町長がおられます。3期されたのは大石前町長に続いてお二人目になろうかと思います。上田町長は、ずっと住みたくなる町を掲げて、27年度の人口目標を1万3,000人として、この実現に向けて、南関町住んでよかったプロジェクトを推進しておられます。成果も出てきているように思いますが、いかが考えておられるかお尋ねをいたします。

次に、関川改修です。これはちょうど2年前の一般質問でやっております。平成22年12月以来となりますが、毎年大雨が降りますと、この地域、たいへん被害が出ております。これは県からの資料だと思いますが、このようなことでもう道路とですね、河川と、見えないような状況になっております。そこで、ご質問でございますが、毎年被害が発生する関川だが、改修の動きはどうなっているかお尋ねをいたします。この1番の問題というのは、この背が高い八重丸堰のことだろうと思います。これが問題だろうと思います。県のほうも何とかしなければならないとの思いで動き出していただいているように聞いております。今後はどのような見通しになっているのかお尋ねをいたします。

続く質問は、自席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました、6番、島崎議員のまちづくりの思いについてのご質問にお答えいたします。

私は、3期目に立候補するにあたり、次の5つのまちづくりを掲げて選挙戦に挑みました。幸いにも住民の皆さまの信任を得まして、当選させていただきました。当選後、公約実現のため、そして活力ある南関町の建設を全力で進めてまいってきたところでございます。

公約の1つ目の産業の振興では、いきいきとした産業のまちづくり、2つ目の保健福祉の充実では、健康で安心して暮らせるまちづくり、3つ目の環境整備には、快適な環境のまちづくり、4つ目の教育文化の振興では、人間性豊かな教育と文化のまちづくり、5つ目の定住対策の強化では、人口を増やし活力あるまちづくりを掲げてきました。特に、南関町の人口減少を食い止めなければ町の発展はないものと思い、出産祝い金制度や保育料の助成、中学生までの医療費の無料化などの子育て支援対策、住宅取得金補助金などの定住促進対策などを総合的に制度化して、住んでよかったプロジェクト事業を重点的に進めてまいりました。この取り組みで人口減少に一定の歯止めになったかと思っておりますが、しかしながら人口の高齢化が着実に進んでいることや、県道、町道の安全性の確保などの社会基盤が弱いこともあり、人口の増加傾向には至っていないのも事実でございます。

このような中、来年度、平成25年度は私の任期の最後の年であります。残された任期中、特に災害に強い体制強化や高齢者対策などに、誰でもが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて全力で取り組み、3期、12年の集大成としたいと考えているところでございます。

次に、関川改修のご質問でございますが、県河川の関川は県道玉名八女線の萩の谷橋を上流端として、荒尾市、大牟田市を流れ、有明海へ注いでいるところでございます。町道関村田原線の八重丸橋から下流においては改修済みとなっておりますが、残っているのはそれより上流でございます。毎年、被害が発生しているのご指摘の箇所は、八重丸堰の上流あたりと思われますが、農業用の取水堰で流れが阻害され、梅雨の末期には毎年のように水田の冠水等が発生している状況でございます。町としては、県に対し、早期に改修の要望を続けておるところでございます。8月に八重丸堰付近の改修についての設計業務委託がなされたとの報告がっております。早期の改修を期待するものであります。改修の計画につきましては、担当課長よりご説明を申し上げます。

以上、お答え申し上げまして、この後の質問につきましては自席より答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 答弁の補足はありませんか。

それでは、6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 町長のほうから答弁をいただきました。ありがとうございます。
ました。

町長の公約のですね、5つのまちづくり、改めて今、思い出しました。できたこと、評価できること、またまだまだのところ、お示しいただいたかなあとと思いますが、それで結びの最後のところで言われました災害に強いまちづくり、そして高齢者の方々、安心して暮らせるまちづくりということで言われております。

災害については、全般的にいろいろあると思いますが、特に高齢者の方々のことについてですね、お尋ねしたいと思いますが、これからどういうやり遂げたいということですが、主に高齢者対策、この任期中に目途をつけたい、そういう思いでおられるか、改めてお尋ねいたします。いかがですか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 高齢者につきましてはですね、先ほど申し上げましたように、誰もが住みたくなるような町、そして住んでよかった町にするためには、やはり高齢者を含めてのまちづくりというふうに私は解釈をしております。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） これですね、議会の総務文教委員会の中で、バス、オンデマンドバスとかですね、そういうような高齢者の方々の交通アクセスについて研究を今しております。総務課長も研修にも来ていただいたところですが、特にまずこの話は皆さんで今の現状、問題をですね、寄ってやっぱり話し合っていく必要があるだろうというふうに思っております。ぜひ、まだこれからのですね、話だと思えますけれども、町長のバス関係、4,000万円近く、8路線ですかね、バスを運行していますが、その赤字補てんについて、町長のやっぱりリーダーシップを必要とするところはあると思いますが、その点はいかがでしょう。今後の取り組み、思いを、一つお尋ねしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 今、公的機関といたしましては、南関地内におきましては西鉄バスであるとか産交バスがございますけれども、これにつきましては補助を出しております。そしてまた、皆様方、研修をされましたコミュニティバスといいますか、それにつきましてはかなりの経費がいると思います。私も皆様方のお話を聞きながら、勉強していきたいと思います。今後の問題かと思っています。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） はい、分かりました。個別なことはここではちょっと取り上げるのはあれだと思いますので、大枠でお尋ねしたいと思います、3期目ので

すね、総決算の1年ということになると思いますので、ぜひ任期のほう、リーダーシップをとっていただきたいと思います。

それから、災害に強いということで、町長、先ほど上げられましたけれども、町内を見渡しますと、まだまだ救急車が通れない道路でありますとか、災害時の救援体制、心配なところもあろうと思いますけれども、具体的にどちらかここはという部分がありましたら、お示しがあればと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 災害に強いまちづくりといたしますのはですね、やはり誰もが住みやすいような生活基盤の整備、そしてまた河川も含めてですね、しなければならぬと思っております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 今、河川の話が出ましたけれども、その次にですね、つながるわけですが、またちょっと町長にお尋ねをしたいと思いますが、町長、協働のまちづくりを掲げておられます。この間、住民懇談会、協働のまちづくりの懇談会がございましたけれども、4地区回られて、いろんなご意見が出たと思いますけれども、総じてのご感想をお尋ねできればと思います。いかがですか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 懇談会をですね、4地区に分けて行いましたけれどもですね、たいへん残念なことにですね、参加者が少なかったということがございます。その中でいろいろ皆さんからのご意見もございましたけれども、やはり地域の方々ができるものは地域、そしてまた行政がしなければならないものは行政としてですね、しなければならないと思っております。できればですね、住民の方々と一緒になってまちづくりができるような行政をしていかなければならないと思っております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 出席の数、少なかったという認識だったんですが、いろいろ数字の見方はあると思いますけれども、その少なかった理由というか、そういうのをもし見ておられるならば、総務課長でも構いませんが、いかがでしょうか、お尋ねをしたいと思いますが。以上です。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 参加者の数はちょっとすぐ報告できませんけど、少なかったのはもう事実でございます。その少なかった理由については、やはり校区ごとに今回開催したという部分がやっぱり大きいのかなということでもあります。前回は大字単位ぐらいでやりましたので、今回よりも多かったのは事実です。それと、時間

帯の問題もあるかもしれません。テーマの問題もあるかもしれません。今回、協働のまちづくりというふうなことでテーマに掲げて、なかなか分かりづらいと、実際、協働のまちづくりとは一体何だったのかと、テーマの問題も含めてですね、どういう形の中でこの懇談会、行政座談会、まあ名称も含めてですね、取り組んでいくのかという部分は、今後重要な検討の材料かなと。あえて、今回、いろいろ反省しておりますけど、かえってですね、住民の皆さんから町に対して、例えば健康対策とか、災害対策とか、今、今年目標として自主防災組織をそれぞれの各区につくっていただきたいというふうな取り組みも強化しておりますし、そういう消防、防災に関するテーマとか、かえって住民の皆さんから行政を呼んでいただいて勉強会をする機会がいいのかなと、いろんな方法を今考えているところで、課題もあります。ちょっと取りまとめが悪かったですけど、以上でございます。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 急な質問でですね、すみません。本当に行政からこのテーマに限って幾つ幾つと準備してから持っていくのも一つですし、また地域の方々がこのことを聞きたいよと、災害のこととかですね、大事なことから、いろいろ道路のこととか、そういうのも一つだろうと思います。今後検討をぜひお願いしたいと思います。また、できるならですね、町長の任期中に一回でもですね、まちづくり懇談会、実施ができればなというふうに思います。

それですね、これは町長のほうにお尋ねしますが、町長のこの3期ですね、今11年経っておりますけれども、一番大事に思っておられたこと、この町長としての務めで一番大切に思っておられたこと、何かございますか、教えていただければと思います。いかがですか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） この3期の中で一番大事なことといいますのはですね、先ほど申し上げましたような、それぞれの5つの柱を掲げてしておりますが、それに向かって私は全力を尽くしてきたわけでございますけれども、ほとんどが私はできておると思っております。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 分かりました。

実は、ちょうど今日の新聞に載っていましたが、長洲の町長がですね、来年5月の町長選挙に再度挑戦されるというお話でございました。町長のほうから、まだ早いというふうに言われるだろうと思いますけれども、あえてのお尋ねでございますが、次の町長選挙、まだ早いかもしれませんが、考えられておるか、そしてまた、まあ考えておられるかお尋ねしたいと思います。いかがですか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 時期的にですね、今、言うのが妥当か何か分かりませんが、たいへんこの言いにくいんですけれども、私はですね、先ほど申し上げましたように、大集成としてまちづくりに一生懸命頑張るということを申し上げました。次期につきましては、またほかにもおられると思ひまして、優秀な方が出てこれると思ひますし、その方が出られればですね、どうなるか分かりませんが、私としては考えておりません。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 考えておられないということは、この期を一生懸命全うされるということで、ご理解でよろしいのでしょうか。いかがですか、それでよろしいですか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 私としてはですね、今期をですね、大集成として任期中、一生懸命頑張ってまいりたいと思っています。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 分かりました。そういう思いでありましたら、やっぱりまちづくりへの最後の最後の職員として、また収入役として、助役として、そして町長になられて、1 期、2 期、3 期、まさに集大成だろうと思ひますので、50 年以上のですね、行政の最後だと思ひますので、その思いであたっただきたいというふうに思ひます。これで、この質問は終わりたいと思ひます。

それでは、次に関川改修でございます。町長のほうからですね、5 つのまちづくりの中で、安心して暮らせるまちづくりということでありましたけれども、関川改修、災害のときはたいへん厳しい状況でございます。このこと、ぜひですね、動いていただきたい、県のほうにも早期に要望していくということでございますので、進めていきたいと思ひますが、あくまでも県の事業であります。しかしながら、あるのは町でございます。町に流れる川のことでございます。県の動きがあるようでございます。建設課長から詳細をちょっとお尋ねしたいと思ひます。いかがですか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 関川の改修につきましては、県が考えております改修計画は、延長が約 1,800 メートルとなっております。八重丸橋から下流域の約 1,300 メートルにおきましては改修が完了しております。残り上流側の 500 メートルにつきましては、県道の河原田橋付近までとなっております、補助整備事業において、用地の確保も済んでいる状況でございます。ただ、農業用取水堰の取り扱いが定まっておらず、県の事業進捗も思うように進んでいない状況ということがで

きます。未改修のために、毎年のように水田の冠水が発生している状況にありまして、八重丸堰の取り扱いについて、地元を交えて2年ほど前から打合せを行ってございますが、合意点を見出すところまで達していないということでございます。県は、このことを受けまして、8月に調査設計を委託をいたしております。そして、今現在、その作業が行われているとお聞きいたしております。玉名地域振興局におきましては、改良が必要な河川を管内数本抱えておりまして、限られた予算の中で計画を進められていると聞いております。今後は、改修計画案の素案段階から地元にお示ししながら、防災、治水のために必要な改修事業であることをご理解いただき、ご協力をお願いしなくてはならないというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 詳細について、ありがとうございました。

実は、私たちもですね、議会の地元ですね、一小校区の議員のほうも話をですね、聞く機会もございました。これからですね、地元との話に入られるということで、これからを期待をしたいと思うんですが、田口議員、また鶴地議員、唐杉議員ですね、それぞれ同じ思いでございますので、ぜひご尽力をしていただきたいと思います。

それで、これは堰のことが解決したその次の話になるんですけども、同じその堰の話と同じにもっていくべきところもあるのかもしれませんが、今回、解消するならば、こんなに良くなるよと、きれいになるよというような設計図も持ち合わせて、住民の方、地元の方、関係の方々へお示しする必要もあるのかなあという思いがいたします。つまりですね、環境を配慮した環境配慮型ブロック、若しくは町民の憩いの場、住民の方々の憩いの場になるような、例えば散歩がちょっとできたりですね、子どもさんを連れて来ることができたり、そういうスペースが河川敷に設けることができればなあというふうに思います。この地域、がめの首さんというようなことで、お奉りしてあるですね、社、ほこらもございます。そのへんをちょっとですね、憩いの場的な空間、スペースが設けることができればなあと思いますが、その点、課長、いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） ご指摘のとおり、この川にはカワセミ等も生息しているというふうなこともお聞きいたしております。ただ、先ほど議員も申されましたように、事業主体は県ということで、町としてもそのような配慮を求めていくということで、地元と一緒に進めていきたいというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 町長、いかがでしょうか。今、地元ですね、まず意向ということでございますけれども、環境に配慮した、また憩いの場的な空間を要望していく、そういうお考えをちょっと改めてお尋ねします。いかがですか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） それはですね、理想的な河川改修となるかと思えますけれども、やはり県としてもですね、財源問題がございます。国庫補助がもらえればいいんですけども、今度の場合は単県改修になるかと思えます。そのへんを考慮しながら、県としては検討されると思えます。しかしながら、町としてはですね、河川としてのより良い環境の中での利用したいと、環境にしていただければとお願いをしてみたいと思っておりますので、そのへんも十分考慮しながら、県のほうにも要望したいと思えます。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） はい、ありがとうございました。

まさに町の中心部を流れる川でございます。役場入口からですね、町の高校の前からずっとありますが、中心部の川をきれいに改修する、若しくは憩いの場的な発想をもってあたっていく、工事をしていくというのはとても大事なことでございますので、お伝えしていきたいと思えます。ぜひ、県のほうにそのことを併せて要望していただきたいと思えます。

河川のことをですね、いろいろお話しするときにですね、治水と利水といわれます。治水、利水、治水は水を治める、制するというところでございます、命を守る。利水は水を利用して生活を守る、農業用水、生活を守るためにあります。これにですね、一つ加えたいのが和、水、昭和の和、和、水町の和みの和でございますが、和、水、これを入れたい。水でですね、和んで、人間らしさを守って、地域の方々、絆を育む場所、こんな視点も今回の改修工事に入れていただきたいと思えます。答弁のほうはですね、求めませんが、この和、水という考え方は、一つ加えてご承認にあたっていただきたいと思えます。

まとめに入りたいと思えます。作家のですね、五木寛之さんの著書に「大河の一滴」という本がございます。10 年ほど前の本でございますが、映画化もなされておりました。この 1 冊の中でですね、一つ紹介したいと思えます。私たちの生、生きるですね、生活の生は、私たちの生は大河の流れの一滴にすぎないと。しかし、無数のほかの一滴たちとともに、大きな流れをなして、確実に海へと下っていく。高い峰、山ですね、峰に上ることだけを夢見て、必至に駆け抜け続けた戦後の半世紀を振り返りながら、今、私たちはゆったりと海に下り、また空へ帰っていく人生

を描くときに差しかかっているのではないだろうか。

最後の結びですが、人は皆、大河の一滴というふうに書いてございます。ここに今、執行部、また議会職員の皆さん方、すべての流れの行き着く先はやはり町民の皆さん方の幸せ、より良い南関町づくりだろうと思います。それに異論を唱える方はおられんだろうと思います。目前に迫りました平成25年、南関町にとってより良い年になるようですね、それぞれ能力、経験を最大限に発揮して、体調気をつけて新しい一年、そして大事な一年に望んでいただきたいというふうに思います。

町長のほうからですね、3期、そして最後の1年、もう最後だと、集大成だという思いで、今語っていただきましたが、十分体調に気をつけられて、まちづくり推進をして、そして次の方にバトンをタッチしていただきたいと、そういうふうに思います。

少し時間が1分余りましたが、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

続いて、2番議員の一般質問の番ですが、ここで昼食休憩のため、1時まで休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時59分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（本田眞二君） 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

6番議員の質問が終了したところでしたので、続いて2番議員の質問を許します。
2番議員。

○2番議員（境田敏高君） こんにちは。2番議員の境田です。

先に通告しておりました2点について質問します。

まず、1点目の住んでよかったプロジェクト推進計画の実情と成果についてですが、当計画は平成23年度から年間約1億円の予算の事業計画を立て、町内居住者の定住を図るとともに、町外からも南関町に住んでもらおうと、中学3年生までの保険診療自己負担分の医療費全額助成のこども医療助成金、小学生、中学生の給食費は月2,000円の補助金が支払われる小中学校給食費補助金など、18の事業があります。その一つに、南関町定住住宅取得等補助金は、当町の人口増加と若者の定住化による活力あるまちづくりを推進し、自治会、町内経済の活性化を図るために、本町内において住宅の取得を行う者に対し、町が補助金を交付するものです。平成23年度から5年間の間に、定住のため町外から南関町へ転入後1年以内や、

町内若者世帯は夫婦年齢合計が80歳以下の世帯、または小学生以下の子を扶養する者がいる世帯が、住宅の取得、リフォームをし、定住しようとする場合、補助金が交付されます。新築または新築建売を購入した場合は50万円ですが、別に50万円が加算されます。中古住宅を購入した場合は25万円で、別に25万円が加算、リフォームした場合は経費の20%で、上限が25万円ですが、加算が経費の10%で、これは上限が25万円です。それぞれの取得にかかる経費が100万円以上で、加算は地元登録業者と契約をした場合です。

そこで、町長にお伺いします。この制度によって請け負った業者は、人を雇ったり、材料を仕入れたり、関連業者にも仕事が回り、町の経済波及効果を担っていますが、この制度を活用した年間の総工事金額、それに伴う補助金はいくらになるのか、町長の答弁を求めます。

次に、補助金制度は、住民の方は知っているのか、町長はどのような周知をしているのか答弁願います。我が町では、町外からの転入、若者世帯の補助ですが、他の市、町などでは、誰でも利用できる事業を取り入れて好評です。当町は補助金及び制度の見直し要望はないか、次に現時点での制度助成による転入者の推移はどのようなになったか尋ねます。

2点目は、町内小規模事業所の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図るために、町が発注する小規模な建設工事及び建設工事に関わる修繕、内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもので、1件の契約工事金額が30万円以下の小規模工事等契約希望者登録制度が設けられ2年が経ちます。通常、町の工事を施工するには、県の営業許可を取り、入札参加資格を受けたりしないと工事はできませんが、この制度は審査がありません。建設業の元請と下請関係は幾重にもわたる、いわゆる重層下請構造が一般的にとられています。下請けは下にいけばいくほど減額され、賃金は低くなっていきます。町が発注する指名工事においても、当然ながら重層下請構造が行われており、同様の実態となっております。町内の末端労働者、職人は、一人の方が幾人も見られます。厳しい現状がありますが、この制度により、町内の活性化地元業者の育成に大きく貢献できていると確信しております。

そこで、町長に伺います。南関町の小規模工事の登録件数と、そのうち資格、免許を取得されている数を把握されているのか伺います。受注者の偏りはいけませんが、どうでしょうか。さらに伺いますが、小規模工事の昨年度の見積り入札における年間発注金額の合計はいくらになりますか、お尋ねします。

最後に伺いますが、見積り入札において、専門外の業者に依頼した結果、辞退する業者がいると聞きますが、どのような発注の仕方をとっておられるのかお尋ねします。

この後の質問は自席でいたさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（本田眞二君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました2番議員、境田議員の住んでよかったプロジェクト推進計画の中に、定住住宅取得補助金の実情と成果についての質問にお答えいたします。

平成23年度から本格的な事業を開始しておりますが、平成23年度の申請件数が23件、平成24年度の11月末での申請件数が既に20件と、申請件数も着実に増加している状況でございます。住民の方への周知については、事業開始前から全所帯へ事業概要の配布や、町広報紙、ホームページ等による周知を行い、23年10月には住んでよかったプロジェクト推進事業パンフレットを作成し、再度、全所帯へ配布しておるところでございます。また、これまでは補助金制度の見直しについて、いくつかの要望もありましたので、より使いやすい制度になるように見直しも行っております。

最後に、転入者の推移につきましては、本制度を利用しての転入者となりますが、平成23年度は27人、24年度は11月末現在で17人となっております。前年度とほぼ同じような動きとなっております。

次に、小規模工事登録者制度の状況についての質問にお答えいたします。南関町小規模工事等契約希望者登録制度は、町が発注する建設工事や修繕について、入札参加資格申請が困難な小規模事業者を登録して、小規模事業者の受注機会の拡大と町内経済の活性化を図ることを目的に、平成22年11月1日から施行しているところでございます。この契約の対象は小規模工事等の契約金が30万円以下のものを対象としているところでございます。これまでの発注件数は11件で、契約金額は123万3,096円となっております。細部につきましては、担当課長がお答え申し上げます。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席からお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 2番議員、境田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、①の定住住宅取得等補助金の年間の総工事金額及びそれに伴う補助金はいくらかとのご質問ですが、平成23年度の申請件数が23件、内訳といたしまして、新築11件、中古住宅購入8件、リフォーム4件で、補助金額が1,025万円、総工事金額は3億1,640万円となっております。また、平成24年度の11月

末までの申請件数が20件、内訳としまして、新築が12件、リフォーム8件で、補助金額が1,150万円、総工事金額は2億7,290万円となっております、1年8カ月で約6億円の経済効果も出ておりまして、申請件数も増加しているところでございます。

②の住民にどのように周知しているかのご質問ですが、これまでの周知につきましては、先ほどの町長の答弁にもございましたが、本格的な事業に合わせて、平成23年の3月より町ホームページに掲載し、23年4月の区長便にて事業概要を町内全世帯へ配布をさせていただきました。その後も西日本新聞、産経新聞への掲載や、FMKラジオ、RKKラジオでの放送、23年10月に正式な住んでよかったプロジェクト推進事業パンフレット6,000部を作成いたしまして、町内全世帯と合わせ、町内の各事業所へも配布をさせていただいております。また、平成24年度に入りましてからも、機会があるごとに町広報紙やホームページで紹介するとともに、第27号の議会だより「山郷」にも掲載いただき、周知を図っているところでございます。

③の補助金制度の見直しの要望はないかのご質問ですが、補助金制度の見直しについては、いくつかの要望もあっておりまして、所有者を所有者等とし、居住者を含むことにしたことや、転入者の定義で転入1年以内とするなど、使いやすい制度に見直しを行いました。また、リフォームの補助率や住宅の定義を50平米とするなどの見直しも行っております。

なお、誰にでも利用できる事業にしてほしいとの要望についてはということにつきましては、これまで直接うちのほうに住民の方の要望というか、そういったことは伺っておりません。

最後に、④の転入者の推移につきましては、平成23年度、1年間の転入者が299人ですが、住宅取得等補助金に関連する転入者としましては、11件で27人、24年度は4月から11月までで、全体で213人が転入されておりました、本事業の関連で9件、21人となっております。前年度とほぼ同じような動きになっております。先ほど、町長答弁で、今年度が17人ということで答弁がありましたが、21人ということでご訂正をお願いします。

以上です。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 小規模工事登録制度の現状についてのご質問の①の登録業者数と業種の資格、免許の把握はどのようになっているかについてお答えします。

登録業者数は、平成20年12月現在で18業者でございます。業種は、建築一式工事、大工工事、左官工事、屋根工事、電気工事などの18業種でございます。

資格免許の把握につきましては、小規模工事等契約希望者登録要領の第5条の登録申請書の添付書類として、希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写しを提出しなければならないとしているところでございます。

②の受注者の偏りはないか、その取り組みについて問うというご質問です。これまで登録しているすべての業者に対して、最低1回は見積り依頼を提出しているところでございます。また、修繕等の業種によるため、偏りはあると思います。対象工事等について、登録している希望業種、すべて業者に見積書の提出を依頼している状況にあります。

③の年間発注金額はいくらか。先ほど、町長の答弁にも、発言にもあったとおり、平成20年11月施工からの実績は、11件の123万3,096円でございます。ちなみに、平成24年度だけを見ますと、4件の52万4,000円、23年度でいきますと、6件の50万6,000円でございます。

次の4番目のご質問でございます。辞退する工事業者がいると聞くが、問題点と対策について問うというご質問でございます。工事や修繕には、可能であるものと、不可能であるものが生じてくるのは、小規模事業者であるが故、仕方ないかもしれませんが。町としては、可能である限り、町内事業者をお願いしたいのですが、工事内容次第では町外業者へ依頼することになってしまうこともあります。一つ懸念していますのが、町から見積書の依頼をしても、何ら連絡がない、音沙汰がない、返事がない業者、それから辞退の連絡もない業者もいらっしゃるということです。

それから、どのような発注の方法をとっているのかというふうなご質問もいただいております。それぞれの各課から総務課の管理契約係、総務課のほうに依頼が来て、総務課では対象業務に対して見積書を登録業者に発送しております。登録業者の中から裁定者を1名決定し、その業者と契約をしている状況にあります。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

①のですね、年間総工事金額ですね、補助金の金額の件ですけど、23年度が新築が今11件といわれて、2億2,190万円ですか、中古住宅が8件とリフォームが4件合わせて、総工事が3億1,640万円ですかね。それと、その補助金は1,025万円と。24年度が新築12件、リフォームが8件の、総工事が2億7,290万円、補助金は1,150万円だったですね。今そういうお答えでしたけど、この制度ができてですね、私は2年も経たないのにですよ、補助金の金額に対してですよ、経済効果を今ざっと見ますと27倍ぐらいあるとですよ。これは私は素晴らしいと思います。だいたい2,175万円の補助金ですよ、5億8,936万

円ですかね、小さく合わせると。５億８，９３６万円ですよ。これは私は素晴らしいですね、経済効果ができてると思います。金額以外にもですね、これは波及効果はあります。新築の場合はですよ、やはり大工工事とか、屋根ですね、基礎と瓦とか、足場屋さん、クロス工事、例えば塗装とかですね、サッシ工事、建具とありますけど、だいたい少なくともですね、工事に関連する人はやっぱり１２から１５の業種が仕事しますが、これ以外にですね、やっぱり資材を納入してたりですよ、生産する人をですね、生産者まで入れると１２０業種にも上るといわれています。関連する経済効果はですね、私は本当に計り知れないですよ。この業種に関わる従業員、家族もですね、恩恵を受けております。この先ほど何度も言いますが、建築の波及効果は町の経済にも大きく、私は発展したと思います。これは素晴らしい効果があると私は思っていますが、町長、この成果に対してですね、どのような認識をお持ちですかね。今後ですよ、増やせとは私は言えないですけど、減らすようなお考えはないと思いますけど、ちょっと一言答弁をお願いします。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 財政的問題になりますけれどもですね、この計画をいたしましたときは既にマニフェストに沿ってですね、財政計画を立てております。そういう範囲内でしていきたいと思っています。

○議長（本田眞二君） ２番議員。

○２番議員（境田敏高君） はい、ありがとうございます。

何度も申しますが、関連する経済効果は計り知れないです。取り組みを続けてください。

それと、②に移りますけど、住民の皆さんにですね、どのように周知しているかの件ですけど、これはホームページとか町内にたくさん配っておられると言われましたけど、町内の方はですね、案外ご存じないんですよ。むしろですね、町外の方がよくご存じなんです。南関町はいいですねえと、何でですかと言ったら、家を建てる時、新築をする時ですね、１００万円の補助金があるそうですねと言われるんですね。質問を受けます。２３年度の補助金の利用は、さっき２３件かな、それと２４年は２０件やったですね。このリフォームは１２件ですけど、町内ではですね、もっとあってるんですよ、現実には。私は、この補助金の対象はものすごく少なかと思うんですね。該当しない工事が多いのか、それともですね、この問い合わせが全然あってないのですかね。これはどのようになっていますかね、問い合わせの状況は。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） やはりこの事業の条件といいますのが、先ほど

議員のご質問の中ありましたとおり、夫婦の合計年齢が80歳以下、あるいは小学生の子どもさんがいる世代ということ、そういったことになりますので、やはりそういったこの制度に該当している世帯が少ないというのは当然ですけれども、やはりまず第1点それがあると、一番大きな要素だと思います。

それと、私たちのこの制度の周知につきましては、できる限りということではいろんな考え方をもちながらやっておりますけれども、やはりそれが完全ではないということで、中にはですね、ご存じなかった方もおられるかもしれません。そういったことですね、やはりその件数以上にまた実際あったかもしれませんが、そこらへんのところは私たちも申請がない部分についてはですね、その事業に該当しなかったということを判断ができませんので、今後はなるべくやはりそういったことがもしもあるとするなら、ないように周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） やっぱりですね、私は住民と業者さんですね、私は知名度は低いと思います。やっぱり私はPR不足、PRはしてあるですけど、浸透してないと思うんですね。リフォームと聞けばですね、普通ですね、家の改修だけで、大工さんだけしか適用されないと思われる人が多いんですよ。それで、今、専門工事ですか、屋根の葺替え、防水工事、まあ内装ですね、カーテンとか、畳屋さんとか、ガラス工事ですね。こういう専門工事が100万円以上でもですね、適用されるということはほとんど私はあんまりご存じないんじゃないかなと思います。やはりですね、ただ知らせるだけじゃ私はいかんと思うとですよ。もう少しですね、分かるような案内をしたが、私はよろしいと思います。

それでですね、今、町内業者さんは、だいたい登録業者さんは何業者おらるつとですかね。それとですね、だいたい業者さんの内容ですよ。例えば大工さんとかですね、建設屋さんとはななろうばってんが、ちょっと内容ば、何業者ぐらいおられますかね。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） すみません。登録業者についてがですね、正式な件数、ここに持ってきておりませんので分かりませんが、十数件だと思います。登録業者につきましては、屋根工事屋さん、それと建築屋さん、それと塗装屋さんということで、土木関係の方はですね、あまり入っていないと思います。建築中心で登録事業者ということで申請されてると思います。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、十数社といいますか、何か私もちっとホームページで見たら、14社ぐらいしか書いてないですもんね。特に建設屋さんだけでですね、

やっぱり本当専門屋さんがものすごく少な。やっぱり先ほど言うたようにですね、改修だけしか、大工さんにしかもらわれんて思っとる人が多いんですよ。だからですね、もう少しやっぱり私は逆にアンケートとか取っておられるのか、それともですね、またどのように知ったかとか、そういうアンケートを取ってもいいんじゃないかと思いますけど、そういうお考えはどがんですか。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） どのような形でアンケートを取るかということですが、先ほどの次の質問に、小規模事業者等の問題もありますが、そういった方も含めてですね、うちのほうでも業者さん、町内でそういった建築というか、このリフォームあたりもできるような、関係するような業者をですね、拾い上げて、聞き取り調査とか、そういったことについてはですね、行って、そして事業の周知を図りたいと思います。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 周知徹底をお願いします。私もですね、知った業者さんがおられますから、私はですね、補助金の対象になる仕事はですね、例えば新築した場合、登録してある人は100万円の補助金ももらえるから、そっちに仕事ば取られますよと、あなたたちも早く登録してくださいと、私はPRするんですよ。皆さんもそうと思いますよ。登録してある人が100万円ももらうならですね、やっぱり登録業者に頼むですもんね。やっぱりそういうPRも私は大事かと思います。この前ですね、南関の上坂下かな、これはもう名前は出されませんが、28歳の方がですね、夫婦、奥さんと子ども2人ですけど、この制度を知りですね、今、地元の業者に新築を建ててますと、100万円の補助金は有難いと、それで工事を決意したと言われてました。喜んでおられました。その利用された人の声を聞いて、やっぱり嬉しいと思いますけど、どうですかね。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 今、初めてそういったことを伺いましたけれども、町としてもですね、非常に有難いことだと思っております。この事業につきまして、町内に限らず、ほかにもですね、いろいろPRすることがあるんですけども、やはりですね、この事業を活用してよかったとか、南関町に来てよかったという、そういった思いもですね、今聞き取りを実際行っております。ですので、そういったことをですね、さらなる周知につながるように広げてですね、いろんな方に知っていただくようにできればと思います。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 取り組んでよかったと思いがあはずです。ならばですね、

もっとですね、私はPRすべきだと思います。やっぱりPRはですね、一方通行じゃ駄目なんですよね。やっぱりキャッチボールみたいにですよ、意思疎通がないと駄目なんです。それが本当の、私はPRだと思います。こまめに広報活動をよろしくお願いいたします。

3番目のですね、補助金制度の見直しですけど、定住住宅取得補助金はですね、当町の人口増加と若者の定住化による活力あるまちづくり、町内経済の活性化を図るために、本町内において住宅の取得等を行う者に対し町が補助金を交付するものです。これは町の要綱にも記載してあります。私が今年ですね、3月議会で述べましたが、年齢の引き上げの件ですね。あのときは確か1年しか経ってないと言われましたので、また検討するとの答弁だったですけど、先ほど何かちょっと説明のときですね、例えばお父さん、お母さんの住宅名義になっとなって、子どもたちがおるならですね、子どもたちがリフォームする場合は、それは適用さるってですね。変わったっすかね。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 適用の要件ということで、その所有者だけではなく、そこに居住する人がそういったことに該当すれば事業に該当するということに変更しております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） じゃあまだ年齢の引き上げとかそういう、そのときは話が出なかったんですか。まだお考えはお持ちじゃないんですかね。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 今の段階では、一気に年齢まで引き上げるということは考えておりません。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今年の8月ですかね、先ほど言われたリフォームに対する補助金の変更がっております。前、確かりフォームは25万円の25万円だったと思いますけど、この20%の10%かな。それは何でそう変更になったんですかね。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） このリフォームの率の変更につきましては、100万円を超えた場合は一律25万円ということで、補助金を決めておりましたけれども、やはり利用される方、事業者の方からもですね、100万円でも25万円、200万円でも25万円というのは、それは少しおかしいんじゃないかという、そういった意見を伺いました。ですので、やはりその工事の金額に応じてですね、そ

ういった率を掛けるのが適当かなということで判断したところでございます。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） ほかの町はですね、この新築とリフォームですね、これはリフォームは分けてあるリフォーム制度が多かったですよね。県内ですかね、多分あそこは多良木町が最初のようなんですけど、今、地域活性化のためにですね、リフォーム制度はもう県内ですね、課長もご存じだと思いますけど、14 自治体がちょっと取り組んでいるみたいでございます。氷川町ではですね、住宅リフォーム助成はですね、年間の予算は1,000 万円ですけど、これは10 万円以上の住宅リフォームに対してですよ、工事金の20%、最高ですね、20 万円を限度にして、やっぱり町内業者でなかと駄目なんですよね。町内業者しか発注することが条件としてうたっています。宇土市はですね、去年の5 月からですね、これもやっぱり1,000 万円の予算で、工事金額が30 万円以上です。20%の上限が20 万円の補助金。ここはですね、補助金はですね、補助金といいますか、補助はですね、商品券で行われとるんですよね。地元町内だけしか使えない商品券で、地元商店の収入にも貢献していると。商品券制度ですね、ここですね、やっぱり一石三鳥の効果を出していると。今、菊池市ではですね、何か店舗のリフォームにもですね、支給しているそうですよ。全国各地ですね、地域活性化を目的としたリフォーム助成はですね、これは大きな成果を生んでおります。ほかの町はですね、今言いましたように、誰でもですね、使えるような制度に取り組んでおります。

そこで伺いますけど、先ほどのですね、取り組んでいる自治体の助成は、だいたい最高が上限が20 万円ぐらいがほとんどです。上限の10 万円はですね、長洲と南小国みたいですけど、やっぱり南関町はですね、助成金を転入、若者だけですけど、誰でも使える制度にしてですよ、補助は商品券で、そしてしかも町内しか使えないような制度を、私は設けることも一つの方法じゃないかと思いますが、どうですか。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） まず、1 点目の町内ですね、リフォームについては条件はなく、どの方にも補助という、そういった考え方ですけれども、まずうちのこの事業につきましては、定住と、やっぱり子育て支援の世帯に応援しようということで、そういったことでつくった制度でございますので、やはりそういったすべてのリフォームされた方に補助するということであればですね、やはりそういった住環境の整備、あるいは商工業の発展というかですね、そういった振興のために補助する制度ということで、今の現制度とですね、別の制度を検討するのも一つの方法かと思います。

それと、もう一つ、商品券でということで今質問がございましたけれども、商品券につきましては、うちのほうの事業でもですね、TMO商品券というのがございますので、できればそれも活用できないかということで、いろんな意見も出ました。ですけれども、やはり住宅新築かリフォームされる方については、現金をいただいて、それを事業費に使いたいという、そういったご意向も多かったものですから、現在の段階ではですね、商品券は使っておりませんけれども、その補助額が議員質問にありますように、補助額が10万円とかですね、そういう小さい額になってくれば、そういったTMO商品券あたりでもですね、活用は十分に考えられるんじゃないかなと思います。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 先ほど言いました宇土市ですね、あそこはですね、補助金が何か国の制度を利用して行っているみたいですよ。何か50%の補助金、何かそういうのをですね、当町もできないのかなあと考えてですね、予算を引っ張ってきて。やっぱりですね、国の補助金を活用するのですね、引っ張ってくるとも、やっぱり行政の私は仕事と思いますけど、どうですかね。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 宇土の場合ですね、地域社会資本整備交付金ということで、国の2分の1の補助額で運用されているかと思いますが、南関町につきましては、この制度につきましては、道路整備であるとか下水の事業に活用しております。それぞれの市町村でその活用方法が違いまして、その交付金につきましてはですね、限度というか、その2分の1でもすべて、全額が来るということじゃありませんので、市町村の活用方法だと思いますので、南関町におきましては、別事業で活用しておるということで、またこれと別の事業があればですね、ぜひ私たちも研究してですね、使用できるようにしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 国のその補助もですね、なるべく取ってこられるなら、そこを利用してですよ、先ほど言いましたが、行政ぼんぼん引っ張ってきてもらいたい。そしてですね、やはり誰でも利用されるような制度をつくってもらいたい。やっぱりさっき言いましたが、宇土市は一石三鳥の効果を生んどると言いますが、そういうのを利用してですね、南関町も一石三鳥、四鳥、五鳥になるようにですね、私は取り組んでもらいたいです。

次にいきます。転入者の推移ですけど、今お聞きしましたけど、23年が27名ですかね、それと24年が48名ですか、転入。人口が増えればいろいろな波及効果があると思いますが、例えば交付税とか、ちょっと増えるかなと思いますけど、

いくらぐらい増えたですかね。また、いろんな波及効果があると思いますけど、簡単でよろしいです。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 交付税の算入につきましては、はっきりした数値は申し上げられませんが、あくまでも概算ということで財政のほうにちょっと確認してみましたら、1人当たりが13万7,000円ということに相当するかなということでございましたので、平成23年度が27人で369万9,000円、24年度の11月末までが21人で287万7,000円、2年間で657万6,000円の金額に相当するかなというふうに考えております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） ありがとうございます。今、いろいろお聞きしますとですね、本当、このプロジェクト推進計画ですよ、私は素晴らしい成果を生んでいると思います。全国から多分注目されておると思います。何か研修も結構、要請も多かつでしょう。でですね、やっぱり今後も大いに期待します。これで1番目の質問は終わります。

続きまして、小規模工事登録制度に移りますが、登録者数は今お答えいただきましたが、18件だったですかね。これは南関町の職員さんはですね、本当何人かご存じですかね。私が知っているある組合ではですね、62名おらるつとですよ、職人さんが、こういう登録できる職人さんがですね。62名おられて、本当に登録該当する人はですね、45名おられます。それで、ほかの組合ですね、入ったり、入っていない人は、それを合わせるとですね、私は相当数の人がおられると思います。いや、おられるはずですよ。だいたい通常、町の工事をするときにはですね、やっぱり専任技術者とか、経営の管理責任者、今は貯金の500万円以上ですかね、そういうあるかないかの厳しい審査を受けてですね、県の建設業許可を取らなければならないんですね。それからですね、町工事をするならですよ、県の経営審査を受け、町の工事に参加します。そして、申請してもですね、なかなかこれは工事は指名はかからないです。これが本当、今の現状ですけど、こういう厳しい制度をですね、受けなくてですよ、町の工事ができるならですね、普通は喜んでですね、私は登録すると思いますけど、なぜこう少ないと思いますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 制度をご存じない方もいらっしゃるのかなと、いうのも一つ考えられるのかなと。制度をつくりましたときに、それなりの広報はやっていると思いますけど、それも知らないという方もいらっしゃるのも事実かもしれません。現在、先ほど言いましたとおり、18業者の方が登録されていると。これは2年の

更新がありますので、来年の４月から、また再度受付けを開始したいと思っております。

以上です。

○議長（本田眞二君） ２番議員。

○２番議員（境田敏高君） 資格・免許ですね、先ほども多分１８社ですから、ものすごく登録してあるとは少ないと思いますけども、この職業能力開発法かな、これは以前、職業訓練法といいましたけど、これはですね、３０種類ぐらいあつてですね。３０職種ですね。それで、１、２級の区分があつてですね、これは５９の資格区分があります。建築業法かな、これは施工師とか管理技師ではですね、この資格区分はやっぱり１６区分ですね。建築法とか技術士法かな、これを入れますと２９の資格ですよ、合わせるとですね、１００の資格区分はあつとですね。南関は今１８ですか、工事が上げられておりますけど、足場仮設ですよ、これは鳶とか土木工事に多分区別されておりますけど、これは別にこういうのをですね、区別してですよ、足場屋さん、舗装、鉄筋とか清掃も入れてですね、もっと業種を増やしてはどうですかね。そういうお考えはありませんか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 業種を増やすということも、それなりの業者さんがいらっしやればですね、できると思います。ただ、通常、小規模工事、修繕等なものですから、一般の大工さんの工事、それから建築一式、左官、それから屋根工事、電気工事、管工事もありますけど、基本的に町がどのような仕事を、３０万円以下の工事ですので、発注するという感じですので、そこまで範囲が広がるのかなと、基本的な部分の１８業種を今、業種としていっているところでございます。必要があれば、当然増やしていく考えもあります。

○議長（本田眞二君） ２番議員。

○２番議員（境田敏高君） ぜひ検討のほうをお願いしておきます。

それと、今ですね、１業者にいくつの工事登録がでくるとですかね。それとついでに、どのような工事が今多いですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 業者さんが持っている資格等でいくつの業種にも登録できます。例えば、土木施工監理技師の免許を持ったり、管工事の免許を持ったり、一般建築の許可を持ったりする人については、もうそれぞれの業種の中で登録できる。

それから、次の質問で、どんな仕事が町は発注しているのかということもお尋ねですので、ちょっとお答えしていきます。平成２４年度でいきますと、役場庁舎前にちょっと手すりを付けました。そういう手すりの設置工事とか、雨樋の修繕とか、

保育園でいきますと、ベランダの鉄骨の塗装を塗り替え修繕、２３年度でいきますと、クロスの張替えですね、これはせきすい斎苑、それからプール及びトイレの修繕とか、団地の壁面の修理、そういう部分が多かったのが実績でございます。

○議長（本田眞二君） ２番議員。

○２番議員（境田敏高君） ありがとうございます。発注金額ですね、先ほど言われましたけど、１１件で１２３万３,０００円ですかね。やっぱりこれは少ないですね。県内ではですよ、今、２３の自治体がですね、これは制度を取り入れております。３０万円以下がですね、１４自治体、５０万円以下が６自治体ですね。１３０万円以下が３自治体あります。長洲はちなみに３０万円以下ですけど、この近隣ですよ、長洲が分かるならですね、発注金額は分かりますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 長洲の発注のやり方というのがですね、ちょっと南関町と変わっておりまして、長洲はですね、それぞれの現課が小規模登録業者に発注をしているというような仕組みをとっているそうです。南関町の場合については、総務課の管理契約係、いわゆる先ほどちょっと言いましたけど、現課が工事をしたいと、そして小規模工事という伺い起案を回して、それを受けて町の契約担当が小規模業者から工事指名して見積り依頼を出しておるわけです。そういう視点の違いがあって、正確な数字の、長洲は分かりませんが、年間ですね、十数件ということでは確認しております。金額的にはちょっと把握できておりません。

○議長（本田眞二君） ２番議員。

○２番議員（境田敏高君） 毎年ですね、指名入札工事とか単独工事に対してですね、やっぱりあまりにも少なすぎます、金額が。我が町もですね、高齢化率は３２．９ですかね。これは建物にもですね、高齢化率が私はあるんじゃないかと思うとですよ。早めのやっぱり補修工事をして、やっぱり予算を組む検討を、私はするべきじゃないかと思いますが、先日ですかね、山梨県の笹子トンネルでですね、天井板が落ちて、９名の方が亡くなっておられます。老朽化が進んだ可能性が高まっております。これは開通以来ですね、３５年間ですかね、トンネルの最上部は金槌でですね、異常を検査する打音検査も全然してなかったと報道されております。我が町の建物も、橋梁もですよ、やっぱり何十年もしてないところが、私はあると思います。壁が落下してですよ、いつケガするか分からない。打ち所が悪ければですよ、これは死亡事故が起きないようにですね、私は早めですね、対策としてですよ、予防保全にですね、力を私は注ぐべきだと思います。南関町にもですね、素晴らしい技術・技能をもった人たちがおります。町民の方々の命を守るためにもですね、私はぜひこの検討をお願いしたいです。どうですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 保有施設の管理について、やはり議員おっしゃるとおり、日頃の保守点検が一番大事かなと思います。それぞれの施設の中で長寿命化計画を立てながら、機械機具、それから建物等ですね、補修、修繕ですね、計画的な実施が必要だと思います。このことをすることによって、現在の建物をですね、長く使えと、長く機械機具類がもてるということが、今後その無駄な経費を使わなくて、早め早めの対応をすることが利用者にとっても一番都合がいいという、迷惑をかけないという部分がありますので、そういう計画の中で施設管理を進めていきたいと考えております。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） よろしく願いしておきます。

では、最後のですね、辞退問題ですけど、せっかくですね、見積り依頼があったがですね、したことがない工事とかですね、自信がないので断ったとか、ある市ではですね、実行予算に合わないためですね、これは単価が安い、だいたい小さい工事は平米単価がやっぱり増さないところは合わないですもんね。そういうことがあって辞退するといわれております。見積書の記載漏れとか、そういうのは今までなかったっですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 見積書の記載漏れ等はなかったとは思いますが、辞退されて、手持ち工事をもっていらっしゃるために、30 万円以下の工事なものですから、もうそこまで受注しなくてもいいというような考えをお持ちの方もいらっしゃったのも事実じゃないかと思います。見積書に対する中身については、大きな記載ミスはなかったものと思います。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 見積り案内をもらうてですね、ほとんど職人さんが1 人の方が多いと思います。そういう人たちはですね、どうしても事務手続きが苦手なんですよね。慣れないために何回も足ば運ぶのをですね、やっぱり面倒がられます。今、普通、机に向かってですね、仕事をされる人はですね、何とも思わないですけど、やっぱり現場で働きですよ、現場をおさめる人はですね、やっぱり現場が命と思ってですね、プライドをもって仕事をされとつとですよ。どうしてもですね、手続きのほうは苦手なようです。この手続きの簡素化のほうは何か検討されておられますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 手続きの簡素化というのは、基本的に工事、修繕の部分で

すので、当然、まず見積書の提出、それから落札者に対する契約、それから着工、それから写真ですね、工事中の写真、着工前の写真、完成後の写真を撮っていただくというのが基本的にはそれだけはしていただきたいと。基本的な部分だけですね、やっぱり小規模工事業者ということの中での、一般の工事と違った簡素化はですね、今でもやっているところですけど、最低限の書類の提出だけはですね、お願いすべきだろうと思います。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） この辞退する対策ですかね、辞退しないように、対策としてですね、やっぱり依頼する仕事の内容ですね、これはやっぱり担当者はですね、把握しとかんと、把握して理解している人がですね、担当しないと、私は駄目だと思うんですよ。そうすればですね、内容が分かればですね、これは専門外の業者に依頼はしないはずですよ。それから、契約後ですかね、あとは各課に行け、建設課へ行けと、打合せに行きなさいと、あっちこっち行かずですよ、やっぱり今後ですね、窓口を一本化させたらどうでしょうかね。私はそれが無駄がなくてですね、やっぱり慣れない職人さんはもう嫌がられないと思いますけど、そのところも検討を私はすべきだと思いますけど。ぜひですよ、担当者には内容ぐらい、小規模ですから、内容ぐらい分かるような担当者に、私は任せてもらいたいと思いますけど、そういう人たちに担当させてください。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 修繕工事等の箇所については、それぞれの各課が依頼を総務課に上げて、総務課ではその契約、業者の決定から契約というような形の今、方法をとっていますので、最終的には契約したらですね、現課が修繕工事箇所等の対応をしていくだろうと思うんですけど、そこらあたりを何とか簡潔に窓口を一本化というふうなご要望ですので、簡単な工事だろうと思いますので、契約担当のほうで説明をしていければというふうな方向性を考えていきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

もうまとめに私も入ります。今、経済規模を示しますですね、国内総生産ですかね、GDP、これは実質成長率がですね、三四半期振りにマイナスに転落しております。やはりこれは個人消費とかですね、企業の設備投資も少ないためです。少しでもですね、個人消費が上向くように、やっぱりどうしてもまず仕事ですよ。雇用です。この制度の素晴らしいことはですね、町内の業者しか工事ができないことなんですよね。工事が行われたならばですよ、税金が入ります。町内に金が回ります。せっかくできた制度です。先ほど住宅取得補助金ですかね、あれは27倍以上の経

済効果を生んでおります。働く人がですね、潤えばですね、町も活性化します。今、職人さんたちがですね、今まで長く磨き、受け継いだ技術がですよ、その後継者が少なくなっています。日本のですね、この素晴らしい技術・技能をですね、これは後継者に伝えるためにも、伝えてですよ、自信をもたせてですね、若者がいきいきと暮らせる一つにもなるようにしてですね、この町の経済波及に、私は役立ててください。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で、2番議員の一般質問は終了しました。

続いて、1番議員の質問を許します。

1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） こんにちは。1番議員の井下でございます。

ちょっと風邪をひいてまして、声の調子がおかしくて迷惑かれると思いますけれども、よろしくお願いします。

最近はですね、テレビ等を見ていまして、事件、事故等、非常に暗いニュースが多いように思われます。そんな中ですね、この南関町では今年、ロンドンパラリンピックにおいて、ゴールボール競技でですね、見事金メダルに輝かれました浦田理恵さんに、今年10月20日、第1号として町民栄誉賞が授与されるという明るいニュースがありました。このことは町民栄誉賞を授与される人がこの町に現われたこともたいへん誇らしいことであるとともに、私たち町民にとりましても、非常に喜ばしく、そして大きな励み、勇気をもらえたことと思います。ただ、このことはですね、決して一過性のものであってはいけないと思います。浦田さんが残されたこの功績をですね、今後、何か形あるものとして継続していくべきだと思いますし、浦田さん自身もテレビ、マスコミを通じ、また町民栄誉賞授与式のときも、今後、このゴールボールという競技を広めていきたいという思いを幾度となく訴えてこられています。その思いに応えることこそですね、この出身地であるこの南関町に、あと託された役割ではないのだろうかと思います。

そこで、まず先に通告しておりましたところの1つ目でありゴールボールに関して、2個、質問をさせていただきます。

1つ目は、このゴールボール競技に対してですね、小学校、中学校の体育の授業に球技の一つとして取り入れることはできないのか。そして、2つ目はですね、町内の人たちがゴールボールを体験する機会をできるだけつくっていただき、そういう場をつくれないうことで質問を2つ上げております。

続いてですね、2項目目の質問で、ごみの不法投棄についてのことを上げております。ここ数年、不法投棄が非常に大きな問題になってきておりますが、この南関

町も決して例外ではありません。一括りに不法投棄といいましても、企業が行うもの、これはもう犯罪になりますけれども、また例えば生活に必要ななくなった物など、個人により捨てられてしまうこととかですね、いろいろな形があると思いますが、この場合においては、個人による不法投棄、ごみのポイ捨てとかですね、そういったのを含めた上で、その部分についてのお尋ねをいたします。

1つ目はですね、23年度、町内で回収したごみの量はどれくらいだったのか、またここ5年間でそのごみの数量ですね、量の推移はどうなっているのか。そして、2つ目は、不法投棄に対する町の対策、これをお尋ねします。また、3つ目として、南関町には他市町などで制定されているポイ捨て条例とか、そういうのがありますけれども、そういった条例は南関町にはないのか。最後に、空き地、空き家、そして個人の住宅そばなどに一方的に捨てられているごみですね、これに対する町としての措置、対応はどうなっているのか。

以上が今回の質問です。簡単に、そして簡潔にですね、前向きな答弁をよろしく願います。あとは自席にて行います。

○議長（本田眞二君） 1番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました1番、井下議員のゴールボールの普及についてにお答えいたします。

まず、ゴールボールの普及につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

次に、ごみ不法投棄についてのご質問でございます。本町の一般廃棄物の中で、いわゆる一般家庭ごみの不法投棄の対応状況といたしましては、地域の皆様からの情報や、不法投棄防止監視委員さん並びに職員の巡回等によって回収を行っているところでございます。

また、毎年、各地区の地域の皆さま等のご協力・ご理解によって、6月の一斉クリーン作戦や、8月の河川一斉清掃活動等によって、多くのごみが回収されている現状でございます。

町では環境美化に関する条例、平成8年3月に制定しております。その目的は、町民等の皆さと町が一体となって、空き缶等のごみの散乱等を防止するとともに、その清掃等による環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すとしております。不法投棄防止監視委員要綱も平成12年4月に施行し、各校区2名の監視委員さんに、未然防止と早期発見に定期的な巡回等をお願いしているところでございます。

また、広報の不法投棄防止看板等を設置しながら、啓発をしておりますが、道路沿い等のポイ捨てごみは減らないのが現状でございます。今後も、大切なことは地

域の皆様と環境美化活動等を通して、協働のまちづくりをさらに広げていきたいと思っておりますが、不法投棄の防止にもつながってくるのも期待しておるところでございます。

現在、産業廃棄物の公共関与管理型最終処分場の建設計画が進んでいく中で、県北の環境拠点としての体験型環境学習施設が整備されます。このこともさらに多くの皆さまに環境の大切さをご理解いただけるものと思っておりますのでございます。

このような中にあり、このごみの不法投棄の防止に関して、条例等を含めた、どのような方策があるか、皆様方のご意見等も拝聴しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

細部につきましては、担当課長からお答えいたします。

以上、お答え申し上げまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 1番、井下議員のゴールボールの普及についてのお尋ねに対して考えを述べたいと思います。

今年のロンドンパラリンピックの浦田選手の活躍は、今朝ほどからも何度も出されているとおりでございます。本当に町民にとって、また日本の障がい者スポーツ界にとってもですね、たいへんな栄誉となりました。その浦田選手の栄誉を地元南関町から全国へ発信するために、子どもから大人まで、ゴールボールに親しめる環境づくりを提案された意義は有難いことです。

はじめのお尋ねでございます。小中学校の体育の授業に取り入れることはできないかという点でございますが、結論からいいますと、取り入れることができないことはないということです。実は、小学校の学習指導要領を見てみますと、その指導の内容の中にですね、低学年から中学年、高学年と、段階に応じて指導の内容が示されておりますが、低学年ではこのボール遊びについてはゲームという領域です。体育は身体づくり運動、器具機械を使った運動遊び、それから走る、飛ぶ運動遊び、水遊び、ゲーム、表現リズム遊びというような内容に分かれておりまして、その中のゲームでですね、できかというふうに思いますが、親しむ、慣れる、そういう運動遊びですね、それから中学年から高学年になってきますと、ゲームからボール運動という領域になります。その中でもまた3種類に分かれておりまして、ゴール型ゲームとネット型ゲームとベースボール型ゲーム、3種類ですね。しかし、ゴール型は何をする、ネット型は何をとという種目名までは文部科学省は示しておりません。ですから、いわゆる学校の教育課程を編成する中で、内容を決定していくわけです。

けれども、即、南関の小中学校のボール運動はゴールボールというふうに決めるわけにはいきません。部活動や対外試合が行われるときの種目にですね、南関町だけゴールボールと、ほかの種目をしてないことになると、これはもう対外行事ができないというようなことも出てきますし、ゴールボールといいますと、いわゆる目が見えない方から普及が始まったということで、完全にアイマスクを使ってやる競技ですので、それを広めたいという浦田選手の意思は非常に受け入れていかなければなりませんし、障がいをもった人のことを理解するためにはとても大事な一つのものにもなりますが、子どもたち自身もそういう見えない中で、どういうふうに動いたらいいかという、運動感覚を磨くという点ではとても体育の授業として役立つものだというふうにも思います。そういうことで、現在ではですね、目が見えない人への理解というのを、例えば総合的な学習の時間にアイマスクを利用して、そして直接施設を、友だちの手を引かれて歩いてみて、そして、ああこれはバリアフリーができてないなあというような、そういう障がい者理解教育の中で行われている取り組みはありますけれども、これに加えてスポーツという領域にまで発展しますと、やはり段階を追ってしっかりとやっていかなければならないかというふうに思います。そういう意味で、今後検討がいるかと思えますけれども、結論としては、まあ簡易な遊び的なものからですね、柔らかい鈴の入ったボールをアイマスクをはめて転がして、右か左かを判断するような、そういう感覚を養うための遊び的ゲームから入っていくということは可能かと思えます。しかし、いざゲームとなりますと、とても危険を伴う、そういうこともありますので、今後の検討領域かというふうに思います。

2番目の町民へのゴールボール体験の機会ということでございますが、今言いましたように、まったく今まで視力が達者な人がですね、急に町民がそれに取り組むというのは非常に危険を伴うし、まずゴールボールは静寂な中でのスポーツ、鈴の音を聞き分けにやいけませんからですね。そういうことで、静かな中の環境づくりから始まって、そして競技をする者同士が衝突を防止しなければならない。そういう課題も出てきます。ケガが付きものだというふうに思います。浦田さん自身も、あの国際大会の中で肋骨を折ったという体験談が出ましたけれども、そういう事故、リスクが付きもののスポーツでもあるかというふうに思うわけですね。実は、今、南関のスポーツ界でエーライフなんかを、7月立ち上げましたが、その理事を引き受けていただいている熊本学園大学教授、北井先生がですね、年明けて来年、6回ほど、浦田さんを講師にして、学園大学の講座としてゴールボールをやってみたいという企画をされているそうです。せっかくやっていただくなれば、ぜひその発信を井下議員が提案されましたように、南関会場を使っていただきたいというよう

な方向を今、事務局のほう働きかけているところでございます。そういうことで、少しでもですね、浦田さんの荣誉が、この南関町から発信できれば、井下議員のいい提案を実現出来るかというふうに思うわけです。

以上、お答えして、あとは自席から答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 続いて、答弁が残つとるようですが、ここで10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時07分

再開 午後2時17分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番議員の質問に対する答弁の途中でしたので、これを続行します。

住民課長。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 1番、井下議員のご質問にお答えします。

ごみの不法投棄についてのところで①といたしまして、平成23年度、町内で回収したごみの量はどれくらいだったのか、またここ5年間でのごみの量の推移はどうなっているかのご質問でございます。一般廃棄物の不法投棄、事業系の廃棄物を除くいわゆる一般家庭のごみのポイ捨ての現状といたしましては、当町は中山間地等でありまして、残念ながら、不法投棄の箇所というのは多くの場所にあるのが現状でございます。小さい物では缶類やレジ袋に入った食べ残しとか、包装等、また大きい物では家電や家具やタイヤといったものまでさまざまでございます。しかしながら、この不法投棄の件数、量的な面での過去からの正確な推移は分からないというのが実情でございます。しかし、毎年やっております6月、8月の一斉クリーン作戦等での結果で、ごみ回収に関しての袋の配布枚数での比較も一つの推移の指標かと思えます。それでいきますと、平成20年度が673枚、それから21年度が886枚、22年度が1,177枚、23年度におきましては1,108枚と推移をしております。このようなことからでも、やはり不法な投棄があることが分かると思えます。また、その中でも約7割が燃えるごみと缶類で占められております。

また、不法投棄防止監視委員さんの報告で見ますと、全般的に不法投棄が見られるものの、やはり一部では24年度は不法投棄なしの部分も増えてきたとの意見も聞かれております。傾向といたしまして、やはり人がきれいに手入れをしているところは不法投棄がしにくいという状況にあるようでございます。

2番目の不法投棄に対する町の対策はでございます。町では廃棄物の不法投棄防

止監視委員要綱によりまして、平成12年の4月から各校区2名、合計で8名の監視委員さんに委嘱をいたしまして、廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見のために、定期的な巡回と一部の清掃業務等をお願いして、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るためにご尽力をいただいております。また、地域の皆様方や団体等の皆さまに、6月、8月に一斉清掃をお願いいたしまして、町の美化にご協力をいただいているところでございます。そのほか、町では不法投棄防止の看板を作成して、区等からの要望によりお貸しをしております。また、本年度から不法投棄防止監視のカメラを設置しております。このカメラを設置したことによって、これまでの現状からすると、その場所では激減といいますか、非常に少なくなったというふうなことで聞いております。そしてまた、本年は県からも不法投棄防止看板をいただきまして、それを設置しているような状態でございます。

3番目の南関町には、他市町などで制定されているポイ捨て条例はないのかとのご質問でございますけれども、基本的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃掃法とっております。これによって、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと規定されているものです。ポイ捨てもこの法の適用を受けるものでありまして、捨てた者には罰則といたしまして5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金、または併科という形になっております。自治体によっては、もっと細部にわたって条例等を制定して、ポイ捨て禁止等を含む表現で具体的に制定されている団体もあります。南関町におきましては、空き缶等のポイ捨て禁止条例は個別には制定はしておりません。しかし、ご存じのとおり、南関町環境美化に関する条例が平成8年3月に制定されております。目的としては、先ほど、町長の答弁の中でありましたとおりでございまして、町民等の皆さまと町が一体となって、空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、その清掃等によって環境美化の促進を図って、清潔で美しいまちづくりを目指すというふうなことでございます。その第3条では、町民、事業者等は、公園、道路、河川、水路、ため池、広場等、並びに他人が所有する土地等に空き缶等のごみを投棄し、または汚してはならないというふうに規定もしております。

4番目の空き地、空き家住宅そばなどに捨てられているごみに対する措置はどうしているのかというふうなご質問でございます。ごみの回収については、とても苦慮をしているところでございます。特に景観を阻害する町道沿い等については、職員等が対応しているところでございます。民地については、基本的には回収しないのが現状です。先ほどの環境美化に関する条例の中に、これは町の条例ですがけれども、占有者の責務ということで、そういう責務といたしまして、土地または建物における空き缶等のごみの散乱を防止するために、利用者の啓発を行って、散乱した

空き缶等のごみの清掃を行うなど、環境整備に必要な措置を講じなければならないというふうな規定もしております。こういうことから、やはり基本的にはその管理者の関係者がそういったごみの措置はしていただくものというふうに思われます。

以上、お答えいたします。

○議長（本田眞二君） 1 番議員、再質問を開始してください。

1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） まず最初、1 つ目のゴールボールのその普及についての、小中学校の体育の授業に関しましてですけれども、これは何もですね、いきなり小学校低学年の子どもたちにですね、ゴールボールをさあこれから始めますと言うても、それは無理なことは分かります。まず、低学年にはボールを転がしたり、それをキャッチさせてみたり、あるいは中学年になったらマスクをはめてみて、目隠しの状態でちょっとボールに触れるとかですね、ある程度その器械体操にしても、ほかの球技にしてもですね、同じような球技であっても、段階的にレベルを上げていって、子どもたちに馴染ませていくというのは、これは可能だと思うんですけれども、そういったところの文科省のその決めているところの詳しい内容はちょっと自分には分かりませんが、そういった形の段階を踏まえて、あくまでまずゴールボールという名前は度外視してもですね、結果、そこにつないでいけるような形で授業の中に取り組んでいくことは、先ほどの教育長の答弁の中から、ああできるんだなあと思いましたけれども、そこをもう一回確認させてもらっていいですか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 議員おっしゃるとおりですね、当然、発達段階に応じて身体づくりというのは成長させるようになっておりますので、今、先ほどもちょっと言いましたけれども、低学年のうちは鈴の入ったボールをですね、転がしてみても、どっち側に転がるかが、それこそアイマスクをもし低学年から使うとすればということでしたけど、井下議員が中学年ぐらいからということでおっしゃいましたし、そういう段階的な指導が当然学校としては取り組むことになります。

以上です。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） ぜひ、このスポーツはですね、視覚にまったく頼らずですね、聴力と触覚だけを頼りに、仲間との信頼関係の中に成り立つ競技です。なかなか今この場でですね、自分も目をつぶって歩けと言われてたら、10メートルも安心して歩くことは多分できません。そんな中での授業の一貫として取り組む上ではですね、子どもたちに単なる運動能力の向上という面だけではなくてですね、いろい

ろな能力開発のほうにつながってはいくんじゃないかと思いますし、教育にとってはですね、非常に必要なことだと思いますので、できれば先ほどの話のとおりですね、段階を追ってからでも、このゴールボールに子どもたちが馴染んでいけるような形の環境づくりをぜひやっていってもらいたいと思います。

その2番目のですね、一般の人たちが馴染むようにということで、経験できないかということと言ったんですけれども、今、エーライフの理事の北井先生のほうがそういう活動をされているならですね、それはもうできるなら、よそでされてももちろん構いませんけれども、ある意味、南関町のNPO団体に所属されている理事さんだったらですね、この南関町のほうにもある程度引っ張ってこれるように、これは今そういうふうな働きをされているんですかね。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 6回の事業を計画しておられる段階で、エーライフなん坎のほうに提案があったということです、それであれば、ぜひ南関町でというのを事務局のほうから教授のほうにお願いをしておりますので、恐らく6回中1回はもう実現できるんじゃないかというふうに期待をしておるところです。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） これはもう1回と言わず、2回、3回ですね、できるだけ南関のほうに引っ張ってきてもらって、南関町がこのゴールボールの中心となれるような形でですね、周りのそういった団体からのアプローチも取り付けることができればやってほしいと思います。

まず、南関の後は、自分たち、普通ですね、町民の一般の人たちも、いきなり子どもと一緒に、ゴールボールをさあやろうと言うて、なかなかやれるものではありませんので、やっぱり一般の人も子どもたちと同じようにですね、それこそエーライフなん坎あたりが中心となって、段階を分けて体験していく期間的な、体験ができるその期間を設けるとかですね、そういった形で講習を含めて、そういった場を、これは町のほうからエーライフのほうにお願いして、そういうのをどんどん進めていってもらえるようにはできるんでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） いろんな新種のスポーツはですね、いわゆるスポーツ推進、かつての体育指導員ですね、リーダーになる方たちがまずは先行体験研修を積んで、そしてそれを基に普及を図るということがかつての鶴地会長がですね、先頭切ってやってもらっておったわけです。実は、障がい者スポーツの中で、もう一つですね、南関の今の新スポーツ推進委員さんたちが体験しているのに、スペシャルオリンピックのほうです、パラリンピックともう一つありますね。スペシャルオリンピック

の中の普及をされている細川元総理夫人が中心になっていますけど、フロアホッケーというスポーツがありますが、このフロアホッケーも実は南関のスポーツ推進委員が研修を既に積んでおります。そういうことで、今後、障がい者スポーツ理解のためにもですね、普及を図るには、まずはそういうエーライフの中のスポーツ推進委員の研修機会を設けてもらうことによって、それから広げていくということは可能だというふうに思います。併せて、そういう積極的なゴールボール普及というのも南関から発信できるような方向性は今後つくっていただければ有難いかというふうに思うわけです。

それから、町民普及の前にちょっと経済的な面、ちょっと皆さんに紹介しておきますが、新型スポーツはですね、用具もとても、量産はされてない関係で、一つ一つの用具がとても高いわけですね。それから、ゴールボール自体はバスケットボールの2倍の重さということで、非常に柔らかく見えられたかもしれませんが、映像上はですね。実際には肋骨を折るほどの重たいものということで、重量も1.3キロだったですかね、1個が3万円だそうです。それから、ゴールボールのゴールですが、1セットで84万円、今見積もられています。それに3名対3名でやるスポーツではありますけれども、たこ糸ですね、これを床に張って、そして領域をお互いに衝突をしないような、そんなコートを造らなければならないという、いろいろ条件があるようですね。本物のゴールボールに至るまでには、相当のステップが必要かというふうに思うわけでございます。

以上、ご承知おきください。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） あんまり聞きたくなかった話なんですけれど、確かに用具は高いのは、自分も聞いておりました。先ほども申し上げましたとおり、これは本当に子どもの教育のためには素晴らしい競技だと思います。そのことを踏まえた上でですね、ある程度の予算を何とか立ててもらえないか、あとはそのゴール自体もですね、高いんですけども、正式なやつをまずは置かなくてもですね、ダミー、似たようなやつで代替もできるだろうと思いますし、そういうところからまず形を揃えるんじゃなくて、内容が入っていけるような形で取り組んでもらえたらなと思います。子どもからですね、大人まで、多くの人が南関町でゴールボールという競技に触れてですね、まず全体に広がっていくことができれば、今後この町内で大会を開いたり、県大会、もう夢は大きいですけど、九州大会等ですね、南関町が主催者となって、せっかくこの町から羽ばたかれました浦田理恵さんの名前を借りてですね、浦田理恵杯とかですね、そういった形のネーミングで大会につなげていくことができればですね、今年のこの町民栄誉賞の授与というのも、本当に意味あるも

のとして残っていくことと思います。これはですね、本当にこういう思いを受け継ぐのは、この南関町がやるべきことだと思いますし、このゴールボールの発信地としてですね、南関町が動き出すのは、本当にいいことだなあとと思いますけれども、町長、そのあたりは町長の考えとしては、いきなりですけど、どうですかね。ぜひ、よければ前向きな答えをいただければと思います。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 今、井下議員のお話を聞いておりますとですね、そしてまた教育長の答弁を聞いておりますと、なかなか厳しいように、私は思います。そしてまた。財政的なことはあまり言いたくございませんけれども、各1カ所では駄目だと思います、これはですね。各学校に置かなければならないと、そうすると5つが要るわけですね。その予算をどうして出すか、大変失礼ですけども、その普及効果が出てくるかということも心配でございます。このことにつきましては、十分慎重に検討しなければならないと思っています。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） すぐやってくれというわけではないんですけども、できるだけ前向きにですね、今後検討していつてもらいたいと思います。

次は、ごみの不法投棄に入ります。課長の答弁の中でですね、ずっと20年度からのごみのこの推移が数字として言われていますけれども、このごみの量は建設組合とか、いろいろな企業団体あたりがボランティアでされてたり、町民の方がされている、そういった空き缶の回収とか、そういうのもこの数字には含まれてるんでしょうか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） お答えいたします。

うちの住民課のほうに届出をいただきまして、袋をこれだけ使いましたということで申請に来られたときに、うちのほうから袋をお返ししているというふうな状況でございますので、建設業界さん等がされておる回収等に関しましての数字あたりは、ちょっと反映されていないのかなあというふうに思っております。ただ、先ほど言いました袋といいますのも、完全に町で使っておるごみ袋にいっぱいになった状態ではなくて、例えばその地区地区での種別に応じて、例えばもう3分の1とか、半分とか、そういった量もございますので、そういったごみ袋が使われた分に対して、袋を1枚ずつお返ししているというふうな量の推移でございました。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） この袋の量、自分としてはなかなか多いのか少ないのか、なかなか袋の量で検討がつかないんですけども、これは課長の見方からすれば、

やっぱり多いほうなんですかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 私の感覚、普通に考えますと、やっぱりこの推移に関しましても年々増えてきていたというところもございますし、23年度で1,108枚ということでございますので、やはり量的には大量といえますか、多くの量があるというふうなことだと思います。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） このごみも若干増えたり減ったりはしていますけれども、ここ5年間で少しずつやっぱり増えてはきている傾向にあると思います。その後ですね、今、この町の対策ということで監視委員さんを設置されたりとか、カメラ設置とか、いろいろありましたけれども、この対処だけで、今の状態で現状、いいほうに回復するとか、これである程度、こういう対策だけで、もう頭打ちというか、満足されているか、そのへんの今の状況での考えをちょっと教えてもらえますか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） いろんなこれに対するところの対策というのを、どういうふうにしていったらいいのかというふうなところは、非常に頭を悩ますところでございますけれども、やはり今、現状といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、不法投棄防止監視委員さんというふうなところで、8名の方にご協力いただきまして、昨日もお会いしたときに、ある監視委員さんはやはりちょっと前と比べると量が減っているところもあるもんなあというふうにおっしゃっていただいたこともあります。ですけど、やはり全体的にはこういった形で、町内一円といえますか、そういった形でごみの量があるというふうなことでございますので、やはり先ほど言いました監視カメラあたりの設置とかですね、この台数あたりも今後考慮に入れてですね、そういった面からもやはり看板あたりも設置していくとか、そういった方向で今後また検討していかないといけないのかなというふうに考えております。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） 3 番目に質問で上げてますけれども、ポイ捨て条例ですね、こういったのを南関町で独自にこれから考えていくというふうなところは、そういう考えはまだないのでしょうか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） お答えいたしますと、現在、全国的にも県内でも、やはりこのポイ捨てというふうな表現を使われている自治体さんもあります。県内でも熊本さんあたりがあるようでございます。その他の県内の市町村さんにおかれまし

ては、このポイ捨てというふうなところの表現が条例の頭に来ているというところは、ちょっと確認したところは、現在のところないようでございますけれども、当町におきまして、先ほど言いました環境美化に関する条例というのがありまして、その中で細部にわたって、そういった取り決めといいますか、規定している部分もございます。そのへんのところを充実しながらというふうな方向も一つではないかというふうに考えております。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） 先ほど課長の答弁の中からあった、その大きな条例の中で、罰則 1,000 万円以下の罰金と、あと 5 年以下の懲役、これは大きく条例としてあるのは分かってますけど、なかなかこれは個人ですね、こういうごみの不法投棄とか、そういうところに対応できるかといったら、なかなかちょっとこれは大きい企業とかですね、そういうのが対象でしたら可能かと思うんですけれども、もう少し細部にわたってですね、個人にも適用できるようなですね、そのレベルでの条例を何とか作れないかということで、ちょっと 2、3 調べましたところ、玉名市ではですね、玉名市環境美化に関する条例、また県内山都町では山都町美しいまちづくり条例が作られていますけれども、この 2 つはですね、勧告、命令、そして氏名、住所の公表までを一応されています。ほかにはですね、一部業者に関しては、個人の業者ですけど、2 万円以下の料金をそこに付随させてつけてあるところもありますし、一律 2 万円ですね。それと、一部業者に関しては 5 万円です。こういった罰則を設けてあるところもあります。これは罰則を付けたらいいかとか、そういう問題もそこまではいかにですね、これはあくまで抑止力とかにもなると思いますし、どうしてもルールを守らない人が出てくるのであればですね、もうそういうところまで踏み込んでもいいんじゃないかなろうかとも思うところもあります。とにかくいろんな市町村、各地でですね、地元の環境を守るためにですね、いろんなことが検討されています。そういうところも、この南関町として、どこまでの条件が付くか分かりませんが、そういった条例の制定について、できれば良いのか悪いのか、そういう方向に向かえるのかというのを、課長の考えとして答えをもらえたらと思います。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 先ほど、私が 3 つ目に答弁した部分でございましたけれども、先ほどの廃掃法という法の中で、5 年以下の懲役、若しくは 1,000 万円以下の罰金という形が廃掃法の中で規定をされております。南関町の環境美化に関する条例の中でも、これはあくまでも勧告、命令、公表と、それからそういった表現の部分がございます。これに関しましては、勧告、命令、公表というのは、あくま

でも自動販売機により容器入りの飲料を販売している者という方に限られても、まずは勧告をして、そして命令をして、それでも正当な理由なく従われないときには公表するというふうなことが一つでございます。もう一つが、土地の占有者に対する勧告というのがございます。先ほども触れましたけれども、占有者の方がやはり自分の管理する土地とか建物に空き缶等のごみ捨てが散乱しているときに、占有者に対して、そういった必要な措置をとってくださいというふうなところの勧告をするというふうなところまでは、うちのこの南関町の環境美化に関する条例という中に規定をされているというのが現状でございます。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） できればですね、金額等は後でどうのとは言いせんけれども、そこまでもう推し進めたところのですね、罰則規定までもう制定する頃に来ているんじゃないかと、自分は思います。これもですね、いきなりルールを破ったから罰金とかじゃなくて、やっぱりあくまでもですね、勧告、命令、そして名前、住所の公表、その手続きを踏まえて、それでもやっぱり守らない場合はですね、どこかでやっぱりこういう措置をとらなければいけなくなってくるんじゃないかなろうかと思えます。一応、そのへんも今後この監視委員さんたちとも検討されてですね、役場の職員さんたち、担当の方とも話されて、検討していってもらえればなと思います。

4 番目のですね、空き地、空き家、住宅そばなどに捨てられているごみに対する処遇はどうしているかということですね、占有者の責務として、持ってきてもらっているということでは言われましたけれども、その占有者の方、そこに住んである方はですね、やっぱり車いすの方でおられたり、免許を有してない方がおられたりとか、いろんな立場の人がおられると思います。ただ一概に持ってきてくれと言われてもですね、どうしようもない方もおられると思いますし、そういう方に関しては、誰がどうということはなかなかこれは福祉課のほうと情報の交換とかですね、そういったのも必要かと思えますけれども、ある程度、そういったところには担当の人が取りに行くぐらいのですね、配慮はしてもらえないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 議員おっしゃるとおり、これまでもうちの対応といたしまして、やはり弱者といいますか、例えば高齢者の方とか、障がいを持っておられる方たちにつきましては、やはり福祉課や社協と連携を取りまして対応する場合もあるというふうなことで対応しているようでございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） この質問を通してですね、ルールを守らない人たちにとってはですね、もうある程度、いくらかは厳しくされても構わないと思います。まず、ルールを守って、それこそ協働のまちづくりに向かっていく中でですね、ルールを守らない人がいるというのは、どうしてもそれは足かせになってくとも思います。ただ、本当に困っておられる方にはですね、あくまでやさしくて、親切な、そんな対応を今後もしていってもらいたいと思います。

そのことを申し入れて、これで私の質問は終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で、1 番議員の一般質問は終了しました。

—————○—————

○議長（本田眞二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日 13 日は、午前 10 時に本会議場にご参集ください。

本日はこれにて散会します。起立、礼、お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後 2 時 47 分